

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【事業年度】	第10期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	Unipos株式会社 （旧会社名 Fringe81株式会社）
【英訳名】	Unipos Inc. （旧英訳名 Fringe81 Co, Ltd.） （注）2021年6月29日開催の第9回定時株主総会の決議により、2021年10月1日 日から会社名を上記のとおり変更しました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 田中 弦
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー43F （同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行って おります。）
【電話番号】	03-6773-5038
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 甘利 伸明
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前5-52-2 青山オーバルビル7F
【電話番号】	03-6773-5038
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 甘利 伸明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	6,340,924	6,828,888	6,371,868	1,964,688	1,453,943
経常利益又は経常損失( ) (千円)	327,874	211,379	478,766	528,261	1,197,682
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( ) (千円)	224,466	259,779	900,393	852,021	2,510,259
包括利益 (千円)	224,466	259,779	906,719	860,399	2,507,424
純資産額 (千円)	1,210,587	1,479,134	568,576	330,293	1,931,908
総資産額 (千円)	2,670,106	3,749,541	3,348,127	2,889,574	2,874,201
1株当たり純資産額 (円)	123.53	149.94	55.12	24.27	145.96
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( ) (円)	23.32	26.48	91.48	81.62	195.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	21.76	24.81	-	-	-
自己資本比率 (%)	45.3	39.2	16.2	10.0	66.4
自己資本利益率 (%)	18.5	17.7	-	-	-
株価収益率 (倍)	46.09	25.34	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	194,384	533,639	332,454	102,235	1,473,391
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	227,563	1,131,607	322,288	512,182	274,103
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	279,806	1,021,011	715,364	849,295	2,581,058
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	521,747	944,790	1,102,735	1,329,234	2,165,632
従業員数 (人)	98	128	159	165	150
(外、平均臨時雇用者数)	(58)	(63)	(73)	(58)	(27)

(注) 1. 第8期から第10期における親会社株主に帰属する当期純損失の計上は、主にUnipos事業における成長投資の実施及び固定資産に係る減損損失の計上等によるものであります。

2. 第6期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。また第8期から第10期の自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

3. 当社は2018年7月1日付で、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。第6期(2018年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」、「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しております。

4. 第8期から第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第8期から第10期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、インターン、人材会社からの派遣社員を含む。)は( )内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

7. 第9期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	6,228,285	6,246,434	1,842,148	1,439,197	1,453,751
経常利益又は経常損失( ) (千円)	313,059	225,070	29,136	645,070	1,203,191
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	215,002	280,708	1,123,717	651,853	2,515,768
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	512,418	512,919	516,687	807,725	2,871,175
発行済株式総数					
普通株式 (株)	2,450,100	9,813,200	9,876,400	11,929,800	12,967,400
A種優先株式	-	-	-	3,800	3,800
純資産額 (千円)	1,201,123	1,490,599	363,042	336,876	1,930,146
総資産額 (千円)	2,668,006	3,261,361	3,359,758	2,890,444	2,872,426
1株当たり純資産額 (円)	122.56	151.11	34.23	24.82	146.09
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( ) (円)	22.34	28.61	114.17	62.45	196.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	20.84	26.81	-	-	-
自己資本比率 (%)	45.0	45.5	10.0	10.2	66.4
自己資本利益率 (%)	23.5	18.9	-	-	-
株価収益率 (倍)	48.13	25.34	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	92	111	71	162	150
(外、平均臨時雇用者数)	(51)	(54)	(37)	(58)	(27)
株主総利回り (%)	100.0	62.4	37.3	33.1	14.2
(比較指標：東証マザーズ指数) (%)	(100.0)	(79.2)	(51.4)	(99.7)	(65.5)
最高株価 (円)	6,570	1,112 (4,450)	1,077	836	495
最低株価 (円)	3,200	637	315	317	117

- (注) 1. 第8期における当期純損失の計上は、当社が営む広告事業を会社分割によって新たに設立したFringe coo株式会社に承継したことで、当社の連結子会社であるUnipos株式会社及びUnipos GmbHの株式等について減損処理を実施し関係会社株式評価損を特別損失として計上するとともに、同社の経営成績及び財政状態を踏まえ、同社の債権に対する関係会社貸倒引当金繰入額及び同社への債務保証に対する債務保証損失引当金繰入額を特別損失として計上したこと等によるものであります。また、第9期における当期純損失の計上は、当社の連結子会社であるUnipos株式会社及びUnipos GmbHの経営成績及び財政状態を踏まえ、Unipos株式会社の債権に対して関係会社債権放棄損失を、Unipos GmbHへの長期貸付金に対する貸倒引当金繰入額をそれぞれ営業外費用として計上したこと等によるものであります。なお、当社はUnipos株式会社を2020年10月1日付で吸収合併いたしました。また、第10期における当期純損失の計上は、主にUnipos事業における成長投資の実施及び固定資産に係る減損損失の計上等によるものであります。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第6期以降は連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 第8期から第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第8期から第10期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 第8期から第10期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、インターン、人材会社からの派遣社員を含む。)は( )内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
8. 当社は2018年7月1日付で、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」、「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しております。
9. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
10. 当社は2018年7月1日付で、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。第7期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載し、最高株価につきましては( )内に株式分割前の株価を記載しております。
11. 当社は2019年7月1日付でFringe coo株式会社を株式分割により設立いたしました。それに伴い、従業員数は第8期では減少しております。
12. 当社は2020年10月1日付で当社の100%子会社であるUnipos株式会社、Fringe West株式会社及びFringe coo株式会社を吸収合併いたしました。それに伴い、第9期は第8期と比べて従業員数が増加しております。
13. 当社は2021年6月29日開催の定時株主総会において、定款の一部を変更しました。この結果、A種優先株式の発行が可能となり、A種優先株式に関する規定が新設され、発行可能株式総数の変更及び発行可能種類株式総数の新設等が規定されました。また、2021年6月30日付でA種優先株式を3,800株発行いたしました。
14. 第9期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 2【沿革】

当社（形式上の存続会社）は、2012年11月に、当社の実質的な存続会社であるFringe81株式会社（以下「旧Fringe81株式会社」といいます。）の経営陣によるMB0の受け皿会社として、Fringe81ホールディングス株式会社の商号で設立されました。その後、2013年3月に旧Fringe81株式会社の既存株主から発行済株式の72%を取得し子会社化した後、2013年7月に旧Fringe81株式会社を吸収合併し、同日に商号をFringe81ホールディングス株式会社からFringe81株式会社に変更いたしました。

この株式取得や合併は、当社の代表取締役田中弦がオーナーシップを持って経営をしていくことで経営判断のスピードを早め、さらなる事業拡大につながることを目的として行われたものであり、合併時において被合併会社である旧Fringe81株式会社（実質上の存続会社）の営業活動を全面的に継承いたしました。

実質上の存続会社である旧Fringe81株式会社（株式会社RSS広告社）は、RSS広告（注1）事業を行うことを目的に株式会社ネットエイジグループ（現 ユナイテッド株式会社）の100%子会社として2005年4月に設立されました。その後、第三者配信（注2）アドサーバー（注3）である「digitalice」やタグ（注4）監視・Web高速化ツール「TagKnight」を自社開発するとともに、これらサービスを自社で活用し、広告展開のコンサルティング業務から広告代理店業務までも一貫して行うことで業容を拡大させてまいりました。

2017年6月には東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場、同月HR（人事）領域の新サービスとしてピアボナス®（注5）サービス「Unipos」を提供開始、当社の成長事業の一つと位置付け育成に努めてまいりました。また、西日本の顧客企業等に対してより迅速に価値提供を可能にするため、7月に関西支社を設立し活動拠点を増設してまいりました。

同年12月には、Unipos事業のさらなる成長及び広告事業を含むサービス提供地域の拡大を企図し、西日本における事業とUnipos事業をそれぞれ、会社分割の手法を用いて当社の完全子会社としました。さらに、2019年7月には、当社の広告事業を、会社分割の手法を用いて当社の完全子会社としました。

2020年10月には、管理コストの増大の芽を可能な限り排除し、グループ内における経営資源についてより一層の有効活用を図っていくことを目的に当社の100%連結子会社3社を吸収合併し、本合併後、Unipos株式会社はUniposカンパニーとなり、Fringe coo株式会社はcooカンパニーとして活動しております。

2021年10月には、事業の中心を祖業である広告事業から成長事業であるUnipos事業へ転換及びカンパニー制を廃止するという抜本的な構造改革を実施し、経営資源をUnipos事業へ集中するとともに、商号をFringe81株式会社からUnipos株式会社に変更いたしました。

このように、実質上の存続会社は、被合併会社である旧Fringe81株式会社であるため、当社の沿革に加えて、旧Fringe81株式会社の沿革についても記載をいたします。

### （注1） RSS広告

Webサイトが更新情報などをRSS（RDF Site Summary/Rich Site Summary）形式のデータとして提供するRSSフィードの仕組みを利用して、ブログのエントリーやRSSリーダーごとに配信する広告。RSSリーダーとは、Webサイトを巡回してRSS/Atom形式といったWebサイトの内容を要約して配信するフォーマットで更新情報を受信し、リンク一覧の形で表示するソフトウェアのこと。

### （注2） 第三者配信

ある広告主の広告を、代理店等のサーバーを通じて一括で広告配信を行うことで、正しい配信の効果の測定を可能とする仕組み。メディアや広告主ではなく、第三者のサーバーを活用することから、「第三者配信（3PAS/（3rd Party Ad Serving））」と呼ばれる。

### （注3） アドサーバー

ネット広告の配信・管理を行うためのサーバー。

### （注4） タグ

Webサイトに埋め込まれたプログラムで、広告配信サーバー等との通信を担う。

### （注5） 「ピアボナス」は、Unipos株式会社の登録商標です。

## 当社の沿革

年月	概要
2012年11月	東京都渋谷区においてFringe81ホールディングス株式会社を資本金5,000千円で設立。
2013年3月	旧Fringe81株式会社の株式の72%を取得し、子会社とする。
2013年7月	子会社である旧Fringe81株式会社を吸収合併し、商号をFringe81株式会社へ変更。
2014年5月	東京都港区に本社移転。
2014年12月	スマートニュース株式会社が運営するニュースアプリ「SmartNews」にて提供される広告サービスの収益化支援を開始。
2015年2月	スマートフォンアプリを中心としたアドネットワークの運営・構築のため株式会社D2Cと業務提携。
2015年3月	株式会社D2Cとスマートフォンアプリを中心としたアドネットワークの運営・構築における包括的業務提携を結び、共同運営に合意。
2017年6月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場。 「Unipos（ユニポス）」を提供開始。
2017年12月	会社分割の方法によりFringe West株式会社及びUnipos株式会社を設立。
2019年2月	Unipos GmbHを設立。
2019年7月	会社分割の方法によりFringe coo株式会社を設立。
2020年10月	Unipos株式会社、Fringe West株式会社及びFringe coo株式会社吸収合併。
2020年12月	Sansan 株式会社との資本業務提携契約を締結。
2021年5月	Sansan 株式会社との資本業務提携契約を再締結。
2021年10月	商号をUnipos株式会社へ変更。
2022年6月	東京都渋谷区に本社移転。

## 旧Fringe81株式会社の沿革

年月	概要
2005年4月	東京都目黒区において株式会社RSS広告社を資本金10,000千円で設立。
2008年4月	株式会社サイバーエージェントの「アメーバブログ」にRSSフィードを導入。
2009年6月	東京都渋谷区に本社移転。
2010年4月	Fringe81株式会社に商号変更。
2010年5月	パナー配信サービス「iogous」をリリース。
2010年7月	東京都渋谷区に本社移転。
2011年1月	第三者配信アドサーバー「iogous*mark（現在のdigitalice）」をリリース。
2011年9月	第三者配信アドサーバー「iogous*mark」に関し、米Google社の第三者配信事業者向け認定資格を獲得。
2012年1月	第三者配信アドサーバー「digitalice」をリリース。「iogous*mark」の機能を統合。
2013年1月	タグ監視・Web高速化ツール「TagKnight」をリリース。
2013年3月	Fringe81ホールディングス株式会社が旧Fringe81株式会社の株式を72%取得し、旧Fringe81株式会社はFringe81ホールディングス株式会社の子会社となる。
2013年7月	Fringe81ホールディングス株式会社と合併。この合併により旧Fringe81株式会社は消滅。

### 3【事業の内容】

当連結会計年度末現在において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（Unipos株式会社）及び子会社1社により構成されており、HRテック領域等におけるウェブサービスの提供を主たる業務としております。なお、広告事業においては2021年10月に事実上の撤退をしておりますため、主要サービスから除外しております。

当社グループは「インターネット関連事業」の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしております。

構成する主要サービスの概要は次のとおりであります。

#### Unipos事業

Unipos事業においては、相互評価・賞賛のためのサービス「Unipos」を提供しております。

「Unipos」は、顧客企業の従業員同士が、日常の感謝や賞賛をその言葉とともにポイント（ピアボーナス）を送り合うことができる、相互評価・賞賛のためのサービスです。IT技術を活用して人事領域業務の改善を行うサービス（HRテック）であり、旧来の人事評価における上司からの一方的な評価/処遇と異なり、周囲から気軽かつ日常的に賞賛/感謝を伝えることにより従業員の動機づけを行うことが可能です。部署や肩書を問わず即時的に同僚の評価をすることができ、半期や四半期ごとの業績評価では見落とされがちな小さな貢献も評価に加えることができます。また、従業員相互の評価内容が公開されることにより、評価の透明化・公正性の担保が可能となります。加えて、従業員同士で授受したピアボーナスを顧客企業内で給与/賞与に置き換え付与することで、経済的な報酬をもたらすことも可能となるサービスです。

オフィス勤務とテレワークが共存するニューノーマル時代により一層求められる、共にはたらく仲間同士の相互理解を深め、モチベーション向上や部署間連携強化、バリュー浸透を実現するウェブサービスであります。

2020年2月からは、従業員同士が日々の互いの貢献に送りあったピアボーナスを、従業員自身が選んだNPOやNGOに寄付し、団体から活動レポートと感謝の言葉を受け取るという従業員寄付機能も「SDGsプラン」を通して提供しております。

「Unipos」では、利用者（以下「社員アカウント」又は「アカウント」といいます）1人当たりの月額単価×社員アカウント数にて算出される月額利用料を顧客企業より受領する事業モデルとなっております。

2021年10月からは、当社の商号をUnipos株式会社へ変更し、Unipos事業が中心事業へと転換しております。

当社グループの事業系統図を図示すると以下のとおりです。





## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Unipos GmbH	ドイツベルリン市	25,000ユーロ	(注) 1、2	100 (100)	資金援助あり。

(注) 1. HRテック領域等におけるウェブサービスの提供等

2. 2021年1月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるUnipos GmbHを清算することを決議しており、現在同社は清算手続き中であります。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(人)
150 (27)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、インターン、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 当社グループはインターネット関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

## (2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
150 (27)	30.5	3.4	6,058

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、インターン、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金、手当を含んでおります。

3. 当社グループはインターネット関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの中長期的な成長にあたり関連する経営課題は以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### (経営方針)

当社グループは、時代の最先端にある、未知なる領域を開発することに挑戦し、世界を驚かすような未知なる新規事業の創出に挑戦しております。

当社グループの社内制度や文化を背景に、HR領域での新しいサービスとなるUniposを創出、成長させてまいりました。従業員同士が「感謝の言葉」と「ピアボーナス」をWeb上で送り合えるサービスであるUniposは、互いの貢献を、従業員同士の言葉により組織全体に見える化することで、モチベーション向上や信頼関係の醸成、異なるチーム間の連携に繋がるなど、組織の生産性を落とす様々な組織課題を解決へと導くサービスであります。また、Uniposによって組織内で称賛が習慣化することにより、組織内の相互理解が深まり関係性の質が改善し、心理的安全性の高いチームづくりや異なる部署との連携が促され、組織風土の改革をもたらします。当社はUnipos事業においてもSansan株式会社との関係を強化しており、SaaS企業としての営業やマーケティング等のノウハウの提供を受けるだけでなく、UniposとSansanサービスとの連携を通じた共同でのサービス提供やプロダクト機能の連携の可能性を探っております。

#### (経営環境)

##### Unipos事業

Unipos事業においては、2022年3月期を通じ、マーケティング投資を積極的に行い、リードの獲得及び商談の受注に努めてまいりました。第3四半期からは広告事業の実質的な撤退を行い、経営資源をUnipos事業へ集中し、さらには営業部門の幹部人材を採用するなど組織の再構築をいたしました。第4四半期には心理的安全性にまつわる研究の第一人者をゲストに迎えた大規模な自社ウェビナー「Unipos心理的安全性サミット2022」を開催することなどにより、従来のマーケティング投資に比べて非常に投資効果の高い施策を実施いたしました。その結果、Unipos事業のストック売上高は前期比45.4%の増加となりました。今後もUnipos事業の陣容を強化し、さらなる成長につなげていきます。

##### 広告事業

広告事業においては、実質的な撤退が完了しております。広告事業にまつわる人材を含めた経営資源はUnipos事業へと異動、集中しております。

#### (中期目標)

上記のような環境において、2022年3月期の第4四半期においては高い集客性を誇った自社主催のウェビナー「Unipos心理的安全性サミット2022」の開催などのマーケティング投資を実行し、リードの獲得効率と受注確度の向上に努めてまいりました。2023年3月期以降においてもこれまでの商談や受注状況を踏まえ、タクシーCMと比べ12倍の商談化率と投資効果の高い自社ウェビナーへ注力するとともに、受注効率をさらに改善していく計画としております。当社は以下の中期的方針に沿って取り組んでまいります。

##### Unipos事業

- ・風土改革プラットフォームとしての地位を確立する
- ・HRテック市場成長率を上回る売上成長率を目指す
- ・コスト構造を改善し、早期の黒字化を目指す

#### (経営戦略)

##### Unipos事業

Uniposが対象として含まれるHR Techクラウド市場は今後ともますますの拡大が見込まれます。Uniposはこの中でも特にユニークなサービスであり伸びが大きく期待されます。2022年3月期は長引くコロナ禍の影響もありましたが、メーカーや金融業など多様な業種への導入も進み、結果としてUniposの事業の成長に大きく貢献しました。

また、SaaS企業としてのマーケティング投資の知見が蓄積されつつあるとともに、資本業務提携先であるSansan株式会社と同じビルに移転したことで同社との関係性も深まり、今後は更に費用対効果を高めることができると見込まれます。そのため、2023年3月期においても引き続きマーケティング投資を行いますが、費用対効果の高い施策に絞り投資をすることで継続的な顧客獲得が図られながらもマーケティング費用としては前期比で約1.2億円の削減を見込んでおります。引き続きUniposへの成長投資を活発化させていく予定ですが、Uniposは心理的安全性を向上させ、顧客体験も向上させ結果的に業績向上に寄与することから、顧客との取引が長期にわたる性質を持ち、顧客獲得のための費やした投資はこの長期にわたり継続的に上がる収益によって回収可能という事業の構造を有し

ます。そのため、2023年3月期以降において、その投資水準は将来の期待収益と照らし合わせても回収可能と考えております。

(優先的に対処すべき課題)

Unipos事業への専門化によりSaaS企業への転換・構造改革が完了した当社が認識する対処すべき課題について、以下のように考えております。

Unipos成長のための投資とコスト改善

さらなる事業成長・拡大を目的として、引き続きマーケティング投資は実施しながらも、2022年3月期に比べ費用を低減し、より効果の高い施策へ投資することでコスト改善とともに更なる成長を目指すことができると考えております。

Unipos機能拡充

これまでも従業員数30~2,000名以上の幅広い企業・業種に導入いただいております。継続的にご利用いただけるよう、引き続き機能開発を進めてまいります。

業績向上に向けた組織強化

Unipos事業に特化するために中途採用したマネジメント層や広告事業からUnipos事業へ異動した人材も含め、感情の共有や関係性の向上などUniposのサービスによる効果・恩恵の体現者に自らがなることによって、結果として業績向上へと繋がっていくものと考えています。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内包しております。

### (1)他社との競合について

当連結会計年度末現在において、Uniposには強力な競合サービスは現れていないと認識しております。競合の参入があっても競争力を保てるよう、これまで当社は積極的なマーケティング投資を通じ顧客獲得に努めるほか、大企業向け機能等を先行して機能開発を行ってまいりました。今後も、マーケティング投資により早期に顧客を増加させ、Uniposのブランドを確立するとともに、さらなる機能開発、商標権や特許権などの知的財産権の取得及び保持に努めることにより、競争力を維持してまいります。

しかしながら、Uniposが対象とする働き方改革関連市場の成長とともに、事業機会に着目した競合サービスが現れる可能性があります。資金力や知名度等を活かして競合が当該市場に参入してきた場合には、当社グループの事業の状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2)新型コロナウイルス感染症の拡大について

当連結会計年度末現在において、新型コロナウイルス感染症の拡大によりUniposの受注や利用開始時期が遅れる等により、Unipos事業の状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3)プライバシー保護について

当社グループは、個人情報及び利用者のプライバシーを尊重し、「個人情報の保護に関する法律」、「EU（欧州連合）一般データ保護規則（GDPR）」等の法令を遵守しております。

しかしながら、プライバシー保護に関する各種規制が変更され、当社グループとしての対応が遅れた場合、当社グループに対する信頼性が低下する可能性があり、事業の状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4)特定人物への依存について

当社グループの代表取締役である田中弦は、経営戦略の構築等に際して重要な役割を担っております。当社グループは、特定の人物に依存しない体制を構築すべく組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏の当社グループにおける業務執行が困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5)情報セキュリティについて

当社グループが運営するサービスには、氏名、住所、性別、生年月日、メールアドレス等の利用者個人を特定できる情報を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」における個人情報取扱事業者として同法の適用を受けております。個人情報の管理については、社内でのアクセス権限の設定、アクセスログの保存、外部データセンターでの情報管理、個人情報管理に関する規程の整備を行っております。また、従業員に対し個人情報保護についての教育等を通じて関連ルールの存在を周知徹底し、意識の向上を図ることで関連ルールの遵守に努めております。さらに、Unipos株式会社として、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である「ISO27001（ISMS）」の認証を取得するなど、情報セキュリティの確保に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、外部からの不正アクセス、社内管理体制の瑕疵、その他想定外の事態の発生により個人情報が社外に流出した場合、損害賠償請求を受ける可能性や当社グループの社会的信用を失うこと等が想定され、当社グループの事業の状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (6)システムの安定性について

当社グループが運営するサービスの中には、24時間稼働、年中無休での運用が求められているものがあるため、システムの安定的な稼働が当社グループの業務遂行上必要不可欠な事項となっております。そのため、当社グループでは継続的な設備投資を実施するだけでなく、使用しているサーバー設備やネットワークの監視や、定期的なデータのバックアップ等、システム障害の発生防止に努めております。

しかしながら、アクセスの急増、コンピューターウィルス、自然災害等、当社グループの想定していない事象の発生によるサービスの停止により収益機会の喪失を招く恐れがあります。このような事態が発生した場合には当社グループが社会的信用を失うこと等が想定され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (7)災害等の発生について

当社グループは、地震、火災等の自然災害やテロ事件等が発生した場合に備え、事業活動に必要なサーバーについては定期的なバックアップ、稼働状況の監視等により当社グループのサービスの一時停止の事前防止又は回避に努めております。しかしながら、これら自然災害やテロ事件等により、電力その他のエネルギーの使用が制限された場合には、当社グループが提供するサービスが一時停止となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

##### 財政状態及び経営成績の状況

##### ( ) 経営成績

当連結会計年度の売上高は1,453,943千円（前期比26.0%減）、営業損失は1,216,308千円（前期は営業損失517,904千円）、経常損失は1,197,682千円（前期は経常損失528,261千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,510,259千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失852,021千円）となりました。

当社グループは2021年8月6日に、2022年3月期中は事業構造の転換を敢行し2023年3月期以降Unipos事業専門のSaaS企業として再出発することを公表いたしました。また、当社は2021年6月29日開催の第9回定時株主総会における決議（商号の変更）に基づき、同10月1日付で商号を「Fringe81株式会社」から「Unipos株式会社」に変更しております。

当連結会計年度末時点で、広告代理サービスにつきましては撤退が完了し、またメディアグロースサービスにつきましても提携先との契約や協業の状況を踏まえ、サービスの終了に至っております。これらの広告事業に所属していた人材についてはUnipos事業へ異動し、また早期の売上高向上のためにUnipos事業の営業部門の幹部人材を採用し組織を再構築いたしました。この結果、Unipos事業は、ストック売上高（継続課金対象となる月額料金）が順調に積み上がり、2022年3月期のUnipos事業の売上高は577百万円（前期比45.4%増）となりました。今後もUnipos事業の陣容を強化し、さらなる成長につなげていきます。

このほか、賃料等の削減を目的としてオフィスの移転を実施し、2023年3月期につきましては、年間で224百万円の地代家賃の削減効果が見込まれております。構造改革とコストダウンを行うことで2023年3月期以降の赤字幅の圧縮に努め、今後、Unipos事業単体での早期黒字化を目指してまいります。

一方、広告事業の終了に伴い売上高は510百万円減少いたしました。また広告事業に係るソフトウェア資産及び共用資産として計上する固定資産の減損による影響が863百万円ございますが、キャッシュ・フローへの影響はありません。また賃料等の削減を目的として行った本社オフィス移転に伴う違約金相当額484百万円を特別損失として計上しております。

##### ( ) 財政状態

##### (資産)

当連結会計年度末における総資産は15,373千円減少し、2,874,201千円となりました。

流動資産は429,915千円増加し、2,483,210千円となりました。その主な内訳は、現金及び預金2,165,632千円です。

固定資産は445,288千円減少し、390,991千円となりました。その主な内訳は、敷金及び保証金371,173千円です。

##### (負債)

当連結会計年度末における負債は1,616,987千円減少し、942,292千円となりました。

流動負債は1,137,433千円減少し、382,292千円となりました。その主な内訳は、1年内返済予定の長期借入金164,608千円、未払金158,221千円です。

固定負債は479,554千円減少し、560,000千円となりました。その主な内訳は、長期借入金560,000千円です。

##### (純資産)

当連結会計年度末における純資産は1,601,614千円増加し、1,931,908千円となりました。

その主な内訳は、資本金2,871,175千円、資本剰余金2,950,564千円、利益剰余金3,900,777千円です。

##### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、2,165,632千円となり、前連結会計年度末に比べ836,398千円増加いたしました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、1,473,391千円の支出（前年同期は102,235千円の支出）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純損失が2,533,064千円あったものの、減損損失863,025千円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、274,103千円の支出(前年同期は512,182千円の支出)となりました。

これは主として、有形固定資産の取得による支出148,409千円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、2,581,058千円の収入(前年同期は849,295千円の収入)となりました。

これは主として、長期借入金の返済による支出466,667千円、短期借入金の返済による支出800,000千円があったものの、株式の発行による収入4,124,727千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

( )生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

( )受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

( )販売実績

当連結会計年度における販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
広告事業	876,015	56.0
Unipos事業	577,927	144.3
合計	1,453,943	74.0

(注) 1. 当社グループはインターネット関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。上記ではサービス別の販売実績を記載しております。

2. 当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
エン・ジャパン株式会社	273,826	13.9	107,361	7.3
株式会社D2C	850,862	43.3	561,840	38.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは減損会計における将来キャッシュ・フローであります。なお、当連結会計年度の減損会計における将来キャッシュ・フローに用いた会計上の見積り及び仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表(1) 注記事項 (連結損益計算書関係) 8 減損損失」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

( )経営成績

Unipos事業の進捗を表す指標として、当社グループは「売上高」、「ストック売上比率」、「YoY成長率」、「利用件数」を重視しています。

Unipos事業では、当連結会計年度において、売上高は前年比45.4%を達成し、高い成長率を保ち続けております。売り上げに占めるストック売上比率は90.7%となっており、売上の大部分をストック売上が占めております。また、新型コロナウイルス感染症拡大環境下であることに鑑みてウェビナーによるマーケティング活動を推進した結果、利用顧客件数を伸ばしながらストック売上高を積み上げてきております。





なお、Uniposは継続率が高く長期間にわたる利用を見込んでいますが、昨年度同様に成長投資を継続して行い顧客を増やすフェーズであること、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下を踏まえまして、事業計画の進捗を合理的に見積もった結果、広告事業の固定資産及び新本社を含む共用資産を合わせまして、863,025千円の減損損失を計上することとしました。

費用面においては、継続したコストダウンに取り組んでおりUnipos事業への成長投資を増加させつつも広告事業の撤退に合わせた人件費関連やオフィスの移転による賃料削減により固定費を抑制した結果、販売費及び一般管理費は2,146,898千円(前期は2,100,084千円)となりました。

この結果、営業損失は1,216,308千円(前期は営業損失517,904千円)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失は2,510,259千円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失852,021千円)となりました。

( ) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因として、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載した経営環境、また、「事業等のリスク」に記載したリスクが挙げられます。

経営環境につきましては、Unipos事業については働き方改革関連市場の広がり为主要な要因となります。また、費用面においてはUniposのマーケティング投資の費用対効果が主要な要因となります。これらの要因の詳細につきましては「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

その他の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

( ) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、事業環境の変化に耐えうる流動性を確保しつつ、事業の成長に向けた投資を行うために必要な資金を確保することを財務活動の目標ととらえております。

流動性の確保にあたっては、事業への成長投資を行うべく、金融機関からの借入れにより流動性を高めるよう努めております。

当社における資金需要としましては、Unipos事業においては顧客獲得に向けたマーケティング投資が中心であります。そのため当社グループでは、金融機関からの借入による資金調達を図っております。

また、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当連結会計年度中に第三者割当によりA種優先株式を発行しました。これにより、Sansan株式会社及び株式会社日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資により約38億円の調達が完了しております。

( ) 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「経営成績」で述べたとおり、Unipos事業の目標達成を判断するための重要指標は、当社グループにおいては「売上高」、「ストック売上比率」、「YoY成長率」、「利用件数」であります。

「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載した経営方針のもと、当社グループは以下の中期的方針に沿って取り組んでまいります。

Unipos事業

- ・風土改革プラットフォームとしての地位を確立する
- ・HRテック市場成長率を上回る売上成長率を目指す
- ・コスト構造を改善し、早期の黒字化を目指す

## 4【経営上の重要な契約等】

(重要な契約の締結)

相手先の名称	所在地	契約の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
Sansan株式会社	東京都渋谷区 神宮前5-52-2 青山オーバル ビル 13F	資本業務提携 契約書	2021年5月19 日	Unipos事業連 携、広告事業連 携、Sansan株式 会社が有する SaaS企業として の営業、マーケ ティング等のノ ウハウ提供	2021年5月19 日から
Sansan株式会 社	東京都渋谷区 神宮前5-52-2 青山オーバル ビル 13F	施設使用契約 書	2021年10月31 日	東京都渋谷区神 宮前5-52-2 青 山オーバルビル 7Fの施設の提供	2021年11月1 日から2024年 12月31日
株式会社D2C	東京都港区東 新橋1-9-1 東 京汐留ビル ディング	終了合意書	2022年2月21 日	2020年9月30日 付「業務提携契 約書」及び2020 年1月21日付 「docomo Ad Network広告配 信に関する業務 委託契約書」及 びそれらに付随 して締結された 覚書等の終了	-

## 5【研究開発活動】

Unipos事業においては、大企業向け機能等様々な機能開発を行っております。当連結会計年度にはセキュリティ機能の強化、マネジメント活用機能の追加、外部ツールとの連携強化等、大企業においてもより安心して利用いただけるための機能を順次開発してまいりました。

こうした事業方針を背景に、当連結会計年度では「Unipos」の開発を実施いたしました。

2022年3月31日現在の開発体制は、技術開発本部の40名が推進しております。当連結会計年度における研究開発費の総額は734千円となります。

なお、当社グループはインターネット関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、169,291千円で、その主なものはオフィス移転によるものであります。

なお、当社グループはインターネット関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	事務所	0	0	0	150

(注) 1. 建物は賃貸借のものに対する内部造作であります。本社の事務所は賃借しているものであり、その内容は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃借床面積(坪)	年間賃借料(千円)
本社 (東京都渋谷区)	インターネット関連事項	本社事務所	298	89,501

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、インターン、人材会社からの派遣社員を含む。)は含まれておりません。

4. 当社グループはインターネット関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 国内子会社

該当事項はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	47,000,000
A種優先株式	3,800
計	47,003,800

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,967,400	12,967,400	東京証券取引所 マザーズ(事業年度末 現在) グロース市場(提出日 現在)	完全議決権株式であり、権 利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 であります。なお、単元株 式数は100株であります。
A種優先株 式(当該優 先株式は行 使価額 修正条項付 新株予約権 付社 債券等であ る。)	3,800	3,800	非上場	完全無議決権株式であり、 譲渡制限株式であります。 なお、単元株式数は1株で あります。 (注2、3、4)
計	12,971,200	12,971,200	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりとなります。本A種優先株式には、以下の通りに金銭を対価とする取得請求権と普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。

## 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2026年7月1日以降いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができますとされております。A種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、A種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円となります。

## 普通株式を対価とする取得請求権

- (1) A種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。A種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の市場株価を基準として修正されることがあり、当社の市場株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。

## (2) 取得価額の修正基準

2022年7月1日以降毎年7月1日及び1月1日(以下「取得価額修正日」といいます。)における普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)」)といいます。)が、当該取得価額修正日の直前に有効な取得価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、取得価額は、当該普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)に修正されます(以下「修正後取得価額」といいます。)。但し、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記(4)アに定める上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記(4)イに定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。

普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)とは、取得価額修正日の直前営業日までの直近1ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値(終値のない日を除きます。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。)とします。なお、取得価額修正日の直前営業日までの直近1ヶ月

月間の期間において、下記(注)4(9)キに定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記(注)4(9)キに準じて調整されます。

(3) 取得価額の修正頻度

2022年7月1日以降毎年7月1日及び1月1日

(4) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

ア 取得価額の上限

241円(発行決議日である2021年5月19日の直前営業日までの直近1ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値(終値のない日を除きます。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。)である344円に0.7を乗じた金額(円位未満切上げ。))とします(但し、下記(注)4(9)キによる調整を受けます。)

イ 取得価額の下限

発行決議日である2021年5月19日の直前営業日までの直近1ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値(終値のない日を除きます。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。)である344円に0.5を乗じた金額(円位未満切上げます。)である172円とします(但し、下記(注)4(9)キによる調整を受けます。)

ウ 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

22,093,023株(2021年3月31日現在の発行済株式総数11,929,800株に対する割合は185.19%)

(5) 当社の決定によるA種優先株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

当社は、2026年7月1日以降いつでも、当社の取締役会が別途定める日が到来することをもって、A種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができます。

A種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、A種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に1.5を乗じて得られる額とします。また、A種優先株式を一部取得する場合、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によります。

3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりとなります。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本出資契約において、SansanがA種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権を行使することを通じて当社を子会社化することをA種優先株式の発行の目的とする旨、及びSansanは、当社がUnipos事業に注力できる体制となった段階で、早期にDBJからDBJが保有するA種優先株式を取得し、A種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使し、当社を子会社化するよう努力するものとし、かかる子会社化が早期に実現できるよう、当社に協力するものとする旨が規定されています。

当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

A種優先株式には定款上の譲渡制限が付されておりますが、本出資契約において、DBJが保有するA種優先株式をSansanに譲渡する場合、当社は当該譲渡を承認する旨定められております。

当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

その他投資者の保護を図るために必要な事項

(1) 単元株式数

A種優先株式の単元株式数は1株であります。

(2) 議決権の有無及び内容の差異並びに理由

当社は、A種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行しています。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式ですが、A種優先株式は、株主総会において議決権を有しません。これは、A種優先株式は、将来の適切な時期においてSansanがA種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権を行使することを通じて当社を子会社化することを目的として発行されるものであり、かかる子会社化の完了までは割当予定先が当社の議決権を保有しないようにするためであります。

#### 4. 株式の内容

A種優先株式の内容は以下の通りであり、特に定めがない点については普通株式と同一の内容です。

##### (1) 優先配当

当社は、A種優先株式を有する株主（以下、本（注）4において「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、本（注）4において「A種登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当を行わない。

##### (2) 残余財産の分配

ア 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種登録株式質権者に対し、下記(3)アに定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

イ A種優先株主又はA種登録株式質権者に対しては、上記アのほか、残余財産の分配は行わない。

##### (3) 優先順位

ア 当社の普通株式及びA種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式を第1順位とし、普通株式を第2順位とする。

イ 残余財産の分配を行う額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により残余財産の分配を行う。

##### (4) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

##### (5) 種類株主総会

ア 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

イ A種優先株式については、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

##### (6) 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種優先株主との合意により当該A種優先株主の有するA種優先株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

##### (7) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

ア 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

イ 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

##### (8) 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2026年7月1日以降いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。

A種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、A種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円とする。

##### (9) 普通株式を対価とする取得請求権

###### ア 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、2022年7月1日以降いつでも、当社に対して、下記イに定める数の当社の普通株式（以下、本注）4において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本（注）4において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を当該A種優先株主に対して交付する。

###### イ A種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を下記ウ乃至キにおいて定める取得価額で除して得られる数とする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第167条第3項によって端数相当額の代金が交付される。

###### ウ 当初取得価額

当初取得価額は、発行決議日である2021年5月19日の直前営業日までの直近1ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）である344円に0.7を乗じた金額（円位未満切上げ。）である241円とする。

###### エ 取得価額の修正

2022年7月1日以降毎年7月1日及び1月1日（以下、本（注）4において「取得価額修正日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下、本（注）4において「普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）」という。）が、当該取得価額修正日の直前に有効な取得価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、取得価額は、当該普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）に修正される（以下、本（注）4において「修正後

取得価額」という。)。但し、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記オに定める上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)が下記カに定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)とは、取得価額修正日の直前営業日までの直近1ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値(終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)とする。なお、取得価額修正日の直前営業日までの直近1ヶ月間の期間において、下記キに定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は下記キに準じて調整される。

オ 上限取得価額

上限取得価額は、当初取得価額とする(但し、下記キによる調整を受ける。)

カ 下限取得価額

下限取得価額は、発行決議日である2021年5月19日の直前営業日までの直近1ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値(終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)である344円に0.5を乗じた金額(円位未満切上げ。)である172円とする(但し、下記キによる調整を受ける。)

キ 取得価額の調整

以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

(c) 下記 に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(c)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、本(注)4において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、本(注)4において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left( \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left( \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

(d) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記 に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価



額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(e) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。）の合計額が下記に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本(e)による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

上記に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主又はA種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(c) その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

#### (10) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2026年7月1日以降いつでも、当社の取締役会が別途定める日が到来することをもって、A種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

A種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、A種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に1.5を乗じて得られる額とする。また、A種優先株式を一部取得する場合、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

#### (11) 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得する場合には、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストック・オプション制度の内容】

## 第1回新株予約権(2013年4月12日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (2022年3月31日)	提出日の前月末現在 (2022年5月31日)
決議年月日	2013年4月12日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 16	同左
新株予約権の数(個)	178	178
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,200(注)1,6	71,200(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年4月16日 至 2023年4月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

ただし、会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとし、

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行います。

2. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、株式分割の場合は割当基準日の翌日、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日とします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、会社が、( )時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は( )時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とします。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。ただし、会社の普通株式

が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなします。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとします。

- (1) 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとします（ただし当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
  - (2) 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとします。
  - (3) 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとします。
- さらに、潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

### 3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、「4. 新株予約権の取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。また、新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。

本新株予約権の行使可能割合は以下のとおりであります。

期間	行使可能割合
会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の日後6ヶ月を経過する日まで	0%
株式公開の日後6ヶ月を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日まで	割当新株予約権数の20%まで
株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日まで	割当新株予約権数の60%まで
株式公開の日後3年を経過した日以降	割当新株予約権数の100%

### 4. 新株予約権の取得の条件

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができます。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとします。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとします。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたとき。
- (2) 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却すべきことについて書面で同意した場合。

- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。  
会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役  
会社又は子会社の使用人  
顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (5) 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (6) 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。
- (7) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
- (8) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (9) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
- (10) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
- (11) 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (12) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反したと会社が判断した場合。
- (13) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。  
権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合  
権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

#### 5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、「第1回新株予約権の要項」に従って交付することとする。ただし、「第1回新株予約権の要項」に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

6. 2018年5月11日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第2回新株予約権（2014年8月29日臨時株主総会決議及びB種種類株主総会決議）

	事業年度末現在 (2022年3月31日)	提出日の前月末現在 (2022年5月31日)
決議年月日	2014年8月29日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 9	同左
新株予約権の数(個)	5	5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注)1,6	2,000(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	143(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年8月31日 至 2024年8月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 143 資本組入額 72 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

ただし、会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとし、

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行います。

2. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、株式分割の場合は割当基準日の翌日、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日とします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が、( )時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は( )時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とします。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間において

は、調整前の行使価額をもって時価とみなします。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとします。

- (1) 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとします（ただし当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
- (2) 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとします。
- (3) 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとします。

さらに、潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

### 3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、「4. 新株予約権の取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。また、新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。

本新株予約権の行使可能割合は以下のとおりであります。

期間	行使可能割合
会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の日後6ヶ月を経過する日まで	0%
株式公開の日後6ヶ月を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日まで	割当新株予約権数の20%まで
株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日まで	割当新株予約権数の60%まで
株式公開の日後3年を経過した日以降	割当新株予約権数の100%

### 4. 新株予約権の取得の条件

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができます。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとします。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとします。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたとき。
- (2) 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却すべきことについて書面で同意した場合。

- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。  
会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役  
会社又は子会社の使用人  
顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (5) 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (6) 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。
- (7) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
- (8) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (9) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
- (10) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
- (11) 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (12) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反したと会社が判断した場合。
- (13) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。
- 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合  
権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

#### 5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、「第2回新株予約権の要項」に従って交付することとします。ただし、「第2回新株予約権の要項」に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

6. 2018年5月11日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第3回新株予約権（2016年9月2日臨時株主総会決議並びにB種及びC種種類株主総会決議）

	事業年度末現在 (2022年3月31日)	提出日の前月末現在 (2022年5月31日)
決議年月日	2016年9月2日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 2 当社従業員 39	同左
新株予約権の数(個)	10,000	4,500
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)1,6	18,000(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	504(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年9月4日 至 2026年9月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 504 資本組入額 252 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、4株であります。

ただし、会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとし、

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行います。

2. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、株式分割の場合は割当基準日の翌日、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日とします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が、( )時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は( )時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とします。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのため



の基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとします。

- (1) 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとします（ただし当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
  - (2) 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新規発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとします。
  - (3) 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新規発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとします。
- さらに、潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

### 3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、「4. 新株予約権の取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。また、新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。

本新株予約権の行使可能割合は以下のとおりであります。

期間	行使可能割合
会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の日後6ヶ月を経過する日まで	0%
株式公開の日後6ヶ月を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日まで	割当新株予約権数の20%まで
株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日まで	割当新株予約権数の60%まで
株式公開の日後3年を経過した日以降	割当新株予約権数の100%

### 4. 新株予約権の取得の条件

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができます。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとします。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたとき。
- (2) 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却すべきことについて書面で同意した場合。

- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。  
会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役  
会社又は子会社の使用人  
顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (5) 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (6) 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。
- (7) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
- (8) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (9) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
- (10) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
- (11) 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (12) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反したと会社が判断した場合。
- (13) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。

権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合  
権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

#### 5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、「第3回新株予約権の要項」に従って交付することとする。ただし、「第3回新株予約権の要項」に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

6. 2018年5月11日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第4回新株予約権（2016年9月2日臨時株主総会決議並びにB種及びC種種類株主総会決議）

	事業年度末現在 (2022年3月31日)	提出日の前月末現在 (2022年5月31日)
決議年月日	2016年10月19日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1	同左
新株予約権の数(個)	500	0
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注)1,6	0(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	504(注)2,6	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年10月21日 至 2026年9月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 504 資本組入額 252 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、4株であります。

ただし、会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとし、以下同じとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行います。

2. 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。調整後の行使価額の適用時期は、株式分割の場合は割当基準日の翌日、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日とします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が、( )時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は( )時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とします。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とします。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなします。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのため

の基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとします。

- (1) 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとします（ただし当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
- (2) 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新規発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとします。
- (3) 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新規発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとします。  
さらに、潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行うものとします。

### 3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、「4. 新株予約権の取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。また、新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。

本新株予約権の行使可能割合は以下のとおりであります。

期間	行使可能割合
会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の日後6ヶ月を経過する日まで	0%
株式公開の日後6ヶ月を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日まで	割当新株予約権数の20%まで
株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日まで	割当新株予約権数の60%まで
株式公開の日後3年を経過した日以降	割当新株予約権数の100%

### 4. 新株予約権の取得の条件

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができます。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとします。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとします。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたとき。
- (2) 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却すべきことについて書面で同意した場合。

- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合。  
会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役  
会社又は子会社の使用人  
顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (5) 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (6) 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。
- (7) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
- (8) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (9) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
- (10) 権利者につき解散の決議が行われた場合。
- (11) 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (12) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反したと会社が判断した場合。
- (13) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合。

権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合  
権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

#### 5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、「第4回新株予約権の要項」に従って交付することとする。ただし、「第4回新株予約権の要項」に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

6. 2018年5月11日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第5回新株予約権（2018年6月27日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (2022年3月31日)	提出日の前月末現在 (2022年5月31日)
決議年月日	2018年11月21日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 82	同左
新株予約権の数(個)	117	11
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,800(注)1	4,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	950(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年11月23日 至 2028年11月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 950 資本組入額 475	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、400株であります。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権の目的たる株式数の調整を行います。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式の発行又は自己株式の処分のための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は自己株式の処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。

ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。

ただし、会社が特に行使を認めた場合は、この限りでない。

### 4. 会社が本新株予約権を取得することができる事由

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却すべきことについて書面で同意した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 会社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を会社が承認した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役。

会社又は子会社の使用人。

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者。

(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。

権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。

権利者につき解散の決議が行われた場合。

権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反したと会社が判断した場合。

- (6) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
- 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合。



## 第7回新株予約権（2022年4月20日定時取締役会決議）

	事業年度末現在 (2022年3月31日)	提出日の前月末現在 (2022年5月31日)
決議年月日	-	2022年4月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	-	当社従業員 122
新株予約権の数(個)	-	2,386
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	238,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	138(注)2
新株予約権の行使期間	-	自 2024年5月7日 至 2032年5月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 138 資本組入額 69
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権の目的たる株式数の調整を行います。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式の発行又は自己株式の処分のための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は自己株式の処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。

ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。

ただし、会社が特に行使を認めた場合は、この限りでない。

### 4. 会社が本新株予約権を取得することができる事由

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却すべきことについて書面で同意した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 会社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を会社が承認した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役。

会社又は子会社の使用人。

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者。

(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。

権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。

権利者につき解散の決議が行われた場合。

権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反したと会社が判断した場合。

- (6) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
- 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

行使価額修正条項付第6回新株予約権（2020年12月8日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (2022年3月31日)	提出日の前月末現在 (2022年5月31日)
決議年月日	2020年12月8日	同左
新株予約権の数(個)	0 個 (新株予約権1個につき100株)	0 個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	0 (注)3	0 (注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	(注)4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 485円(注)5	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年12月25日 至 2022年12月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)8	同左
新株予約権の行使の条件	(注)9	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)10	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)12	同左

(注)1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本新株予約権の目的である株式の総数は2,220,400株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。

行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。

行使価額の下限：本新株予約権の行使価額の下限(以下「下限行使価格」という。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。)は、243円とする。

割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は2,220,400株(2020年11月30日現在の発行済株式総数10,354,400株に対する割合は21.44%(小数点以下第3位を四捨五入))、割当株式数は100株で確定している。

本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：544,308,856円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,220,400株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整

されるものとする。

当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 4．自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、下記の通知日の直前20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）がいずれも当該日における下限行使価額を下回っている場合であって、2021年6月25日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

当社は、2022年12月26日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

#### 5．新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使価額は、当初、485円とする。但し、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。

行使価額の修正

別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が243円（以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。

行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。但し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降、これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり

使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額  
金1,081,645,656円  
別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
7. 新株予約権の行使期間  
2020年12月25日から2022年12月26日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額  
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
10. 新株予約権の譲渡に関する事項  
該当事項はありません。  
但し、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする予定です。
11. 代用払込みに関する事項  
該当事項はありません。
12. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項  
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2022年1月1日から2022年3月31日まで)	第10期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	3,632
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	363,200
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	292
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	325
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	3,632
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	363,200
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	292
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	325

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年6月26日 (注)1	108,800	2,404,300	130,124	465,038	130,124	460,038
2017年7月25日 (注)2	39,000	2,443,300	46,644	511,682	46,644	506,682
2018年1月1日～ 2018年3月31日 (注)3	6,800	2,450,100	735	512,418	735	507,418
2018年4月1日～ 2018年6月30日 (注)3	2,300	2,452,400	230	512,648	230	507,648
2018年7月1日 (注)4	7,357,200	9,809,600	-	512,648	-	507,648
2018年7月2日～ 2019年3月31日 (注)3	3,600	9,813,200	271	512,919	271	507,919
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)3	63,200	9,876,400	3,768	516,687	3,768	511,687
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)3	1,687,200	11,563,600	211,022	727,710	211,022	722,710
2020年12月24日 (注)5	366,200	11,929,800	80,014	807,725	80,014	802,725
2021年6月30日 (注)6	A種優先株式 3,800	普通株式 11,929,800 A種優先株式 3,800	1,900,000	2,707,725	1,900,000	2,702,725
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)3	普通株式 1,037,600	普通株式 12,967,400 A種優先株式 3,800	163,449	2,871,175	163,449	2,866,175

(注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,600円

引受価額 2,392円

資本組入額 1,196円

2. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 2,392円

資本組入額 1,196円

割当先 野村證券株式会社

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 2018年7月1日付の株式分割(株式1株を4株に分割)による増加であります。

5. 有償第三者割当

発行価格 437円

資本組入額 218.5円

割当先 Sansan株式会社

6. 有償第三者割当

発行価格 1,000,000円

資本組入額 500,000円

割当先 Sansan株式会社、株式会社日本政策投資銀行

## (5)【所有者別状況】

普通株式

2022年3月31日現在



区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	5	20	22	21	15	2,493	2,576	-
所有株式数（単元）	-	9,557	14,760	9,837	2,467	502	92,527	129,650	2,400
所有株式数の割合（％）	-	7.37	11.38	7.58	1.90	0.38	71.36	100.00	-

(注) 1. 自己株式11,176株は、「個人その他」に111単元、「単元未満株式の状況」に76株を含めて記載しております。

A種優先株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	1	-	-	-	2	-
所有株式数（単元）	-	1,900	-	1,900	-	-	-	3,800	-
所有株式数の割合（％）	-	50.00	-	50.00	-	-	-	100.00	-

## (6)【大株主の状況】

## 所有株式数別

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
田中 弦	東京都港区	普通株式 4,549,400	35.10
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	普通株式 574,287	4.43
株式会社CARTA HOLDINGS	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	普通株式 554,000	4.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	普通株式 522,500	4.03
中村崇則	東京都港区	普通株式 450,000	3.47
Sansan株式会社	東京都渋谷区神宮前5-52-2	普通株式 366,200 A種優先株式 1,900	2.84
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	普通株式 289,500	2.23
松島稔	東京都文京区	普通株式 235,600	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区東浜松町2-11-3	普通株式 203,400	1.57
電通デジタル投資事業有限責任組合	東京都港区東新橋1-8-1	普通株式 198,400	1.53
計	-	普通株式 7,943,287 A種優先株式 1,900	61.31

(注) 上記の所有株式数のうち、株式会社日本カストディ銀行(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の株式は、全て信託業務に係るものであります。

## 所有議決権数別

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
田中 弦	東京都港区	4,549,400	35.11
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	574,287	4.43
株式会社CARTA HOLDINGS	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	554,000	4.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	522,500	4.03
中村崇則	東京都港区	450,000	3.47
Sansan株式会社	東京都渋谷区神宮前5-52-2	366,200	2.83
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	289,500	2.23
松島稔	東京都文京区	235,600	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区東浜松町2-11-3	203,400	1.57
電通デジタル投資事業有限責任組合	東京都港区東新橋1-8-1	198,400	1.53
計	-	7,943,287	61.31

(注)上記の所有株式数のうち、株式会社日本カストディ銀行(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の株式は、全て信託業務に係るものであります。

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式	3,800	-	(1)「株式の総数等」に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式	11,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式	12,953,900	129,539	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式	2,400	-	-
発行済株式総数	-	12,971,200	-	-
総株主の議決権	-	-	129,539	-

## 【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) Unipos株式会社	東京都港区六本 木三丁目2番1 号	11,100	-	11,100	0.09
計	-	11,100	-	11,100	0.09

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	7,500	-
当期間における取得自己株式	7,500	-

- (注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの譲渡制限付株式の無償取得による株式は含めておりません。  
2. 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

#### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	-	-	-	-
保有自己株式数	11,176	-	11,176	-

- (注) 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの譲渡制限付株式の無償取得による株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として行うことができる旨を定款に定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、事業環境が刻一刻と変化するインターネット業界において企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるという認識のもと、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるというものであります。

全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### ( ) 企業統治の体制の概要

当社は、会社の機関として、取締役会、監査役会を設けるとともに、経営及び業務執行に関する協議・諮問機関として経営会議を設置しております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。

##### a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 田中弦が議長を務めております。その他メンバーは代表取締役 松島稔、社外取締役 菅原敬、社外取締役 高橋理人、社外取締役 富岡圭、社外取締役 橋本宗之の取締役6名で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

##### b. 監査役会

当社の監査役会は、提出日現在、常勤監査役 小椋明子、非常勤監査役 山田啓之、非常勤監査役 鷲野泰宏の合計3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役会は、毎月1回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

##### c. 経営会議

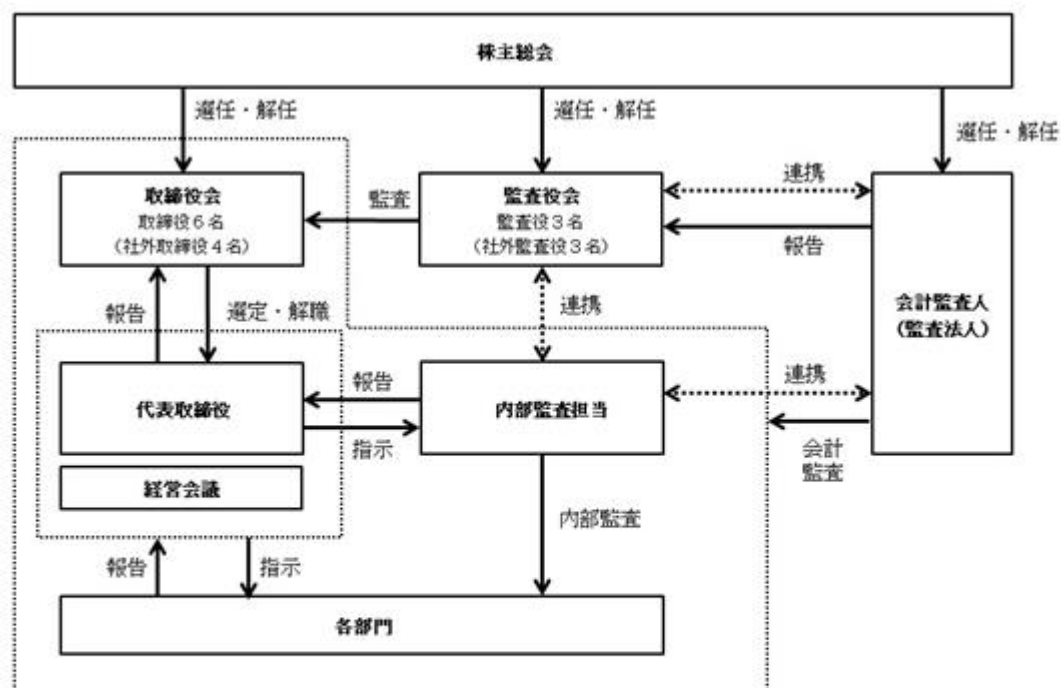
経営会議は、経営及び業務執行に関する協議・諮問機関として設置しております。代表取締役 田中弦が議長を務め、その他メンバーは代表取締役 松島稔、執行役員 東山友、執行役員 関陽介、執行役員 斉藤知明、執行役員 甘利伸明及びその他代表取締役が必要と認めた者で構成され、毎月1回以上開催して経営に関する重要事項の協議等を行っております。

#### ( ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役6名で構成される取締役会及び監査役3名で構成される監査役会を設置する監査役会設置会社であります。このうち社外取締役を4名、社外監査役を3名選任していることから、外部の視点からの経営監督機能は有効に機能していると判断し、この体制を採用しております。

## ( ) 当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要を図示すると以下のとおりとなります。



## 企業統治に関するその他の事項

## ( ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

- a. 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督します。
  - (b) 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行します。
  - (c) 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努め、コンプライアンスに関する規程の制定及びコンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更等について決定します。
  - (d) 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を選任します。
  - (e) 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施します。
  - (f) 経営管理部は内部監査を計画し、各事業グループの業務を監査し、代表取締役及び取締役会に報告します。経営管理部が監査対象の場合は、経営管理部以外の部門が客観的に内部監査業務を行うこととします。
  - (g) 取締役、使用人は法令違反行為、倫理上問題のある行為、規程違反等コンプライアンス上問題のある行為を発見した場合には、「内部通報規程」に基づき速やかに報告することとします。



- b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。
  - (b) 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持しております。
- c．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 損失の危機の管理に関する体制は、社内外の情報が集まるリスク・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行っております。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告が実施されております。
- d．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行っております。
  - (b) 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行っております。
- e．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、「関係会社管理規程」等の諸規程を定め、これに沿って子会社の取締役等の職務の執行状況を報告する体制を構築しております。
- f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。
- g．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
  - (b) 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けないものとしております。
  - (c) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。
- h．取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- (a) 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けております。
  - (b) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
- i．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならないものとしております。
  - (b) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。
- j．監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。
  - (b) 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとします。

ク．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
- (b) 監査役は定期的に会計監査人、内部監査部門と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

( ) リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスクの防止及び会社損失の最小化を図るためコンプライアンス規程を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制や内部管理体制の整備・運用状況について積極的に協議を行い、具体的な対応を検討・指示しております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

( ) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では、子会社の取締役会などによる意思決定及び業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の状況などを確認しております。また、子会社の業務の適正を確保する観点から、必要な規程を整備するとともに、子会社に係る内部統制を担当する所管部署は、必要に応じて業務の状況を取締役会などに報告しております。

なお、当該連結子会社1社についても解散の上、本有価証券報告書提出日時点において清算手続き中であります。

( ) 責任限定契約の内容の概要

当社の一部取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

( ) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が補償されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。

取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

( ) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

( ) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限

度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

( ) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、機動的な資本政策を遂行するためであります。

( ) A種優先株式について議決権を有しないこととしている理由

当社は、A種優先株主は全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定款に定めております。これは、資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためであります。なお、A種優先株式については普通株式を対価とする取得請求権が設けられており、一定期間経過後に普通株式への転換が可能となっております。一定期間経過後に当該取得請求権が行使された場合には普通株式の発行による議決権の希薄化が生じることとなりますが、普通株式を対価とする取得請求権の行使によって交付される普通株式数の上限は当初から固定されており、今後の株価動向や行使の時期によって潜在的な希薄化率が増加することはない設計となっております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名(役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO	田中 弦	1976年4月24日生	1999年4月 ソフトバンク(株) 入社 1999年10月 ネットイヤーグループ(株) 入社 2001年10月 (株)コーポレートディレクション 入社 2004年5月 (株)ネットエイジ 入社 執行役員 2005年4月 (株)RSS広告社(現 当社)設立 代表取締役 2013年7月 当社 代表取締役(現任)	(注)3	4,459,400
代表取締役副社長COO	松島 稔	1982年8月24日生	2006年4月 (株)ネットエイジ 入社 2007年11月 (株)RSS広告社(現 当社) 入社 2013年7月 当社 取締役 2017年9月 (株)Oneteam 社外取締役 2018年3月 Unipos(株)(なお、同社は2020年10月に当社に吸収合併されております。) 取締役 2021年6月 当社 代表取締役(現任)	(注)3	235,600
取締役	菅原 敬	1969年8月13日生	1996年5月 アンダーセンコンサルティング 入社 2000年1月 アーサー・D・リトル(ジャパン)(株) 入社 2001年9月 (株)アイスタイル 取締役(現任) 2008年2月 (株)コスメ・コム 代表取締役 2012年5月 istyle Global (Hong Kong) Co., Limited 代表取締役 2012年10月 istyle China Co., Limited 董事 2014年11月 (株)アイスタイルキャピタル 代表取締役(現(株)アイスタイル) 2015年6月 istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited 取締役(現任) 2015年7月 (株)アイスタイルトレーディング 取締役(現任) 2015年9月 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 代表取締役(現任) 2016年6月 (株)iSGSインベストメントワークス 取締役(現任) 2016年10月 istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited 董事(現任) 2017年2月 (株)tsumug 取締役(現任) 2017年3月 Hermo Creative(M)Sdn. Bhd. 取締役(現任) 2017年7月 i-TRUE Communications Inc. 董事(現任) istyle USA, Inc. 代表取締役(現任) MUA Inc. 代表取締役(現任) 2018年4月 istyle Retail (Thailand) Co., Limited 取締役(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) 2021年3月 (株)オープンエイト 社外取締役(現任) 2021年6月 JVCAオープンイノベーション委員会 グローバル部会委員(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	高橋 理人	1959年4月24日生	1982年4月 ㈱リクルート 入社 2007年9月 楽天㈱ 入社 2011年10月 同社 常務執行役員 2012年2月 ㈱ファイントレーディング 代表取締役社長 楽天仕事紹介㈱ 代表取締役社長 楽天マート㈱ 取締役 2012年8月 ㈱シェアリー 取締役 2012年9月 楽天イー・モバイル㈱ 取締役 2013年1月 楽天リカー㈱ 取締役 2013年6月 ㈱LIFULL 社外取締役(現任) 2014年12月 楽天オークション㈱ 代表取締役社長 2017年1月 ㈱マッシュプラス 代表取締役(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) 2019年12月 ㈱HBIP 代表取締役(現任) 2021年3月 アディッシュ㈱ 社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役	富岡 圭	1976年5月26日生	1999年4月 日本オラクル㈱ 入社 2006年6月 同社バンコク 勤務 2007年6月 Sansan㈱ 取締役(現任) 2021年6月 当社 取締役(現任) 2022年3月 ㈱インフキュリオン 社外取締役(現任)	(注)4	-
取締役	橋本 宗之	1982年1月10日生	2004年4月 リーマン・ブラザーズ証券㈱ 入社 2008年9月 パークレイズ・キャピタル証券㈱ 入社 2013年1月 DBJ投資アドバイザー㈱ 入社 2017年11月 Sansan㈱ 入社 2020年8月 Sansan㈱ 取締役(現任) 2021年6月 当社 取締役(現任)	(注)4	-
常勤監査役	小椋 明子	1982年6月10日生	2006年4月 ㈱アマナ 入社 2010年9月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2020年7月 当社 監査役(現任) 2020年9月 ㈱アドベンチャー 監査役(現任)	(注)5	-
監査役	山田 啓之	1964年10月20日生	2013年7月 当社 監査役(現任) 2015年7月 ㈱カオナビ 監査役(現任) 2016年1月 Chatwork㈱ 監査役(現任) 2020年1月 Axella総合会計事務所創設	(注)5	8,000
監査役	鷲野 泰宏	1979年2月26日生	2006年10月 東京弁護士会登録 2006年10月 丸の内総合法律事務所 入所 2012年10月 ㈱企業再生支援機構(現 ㈱地域経済活性化支援機構) 入社 2014年2月 寿工業㈱(現 ㈱広島メタル&マシナリー) 社外監査役 2014年10月 丸の内総合法律事務所 復帰 2017年1月 丸の内総合法律事務所 パートナー(現任) 2022年6月 当社 監査役(現任)	(注)6	-
計					4,703,000

- (注)1. 取締役菅原敬、高橋理人、富岡圭及び橋本宗之は、社外取締役であります。
2. 監査役小椋明子、山田啓之及び鷲野泰宏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2020年7月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。
4. 取締役の任期は、2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。
5. 監査役小椋明子及び山田啓之の任期は、2020年7月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役鷲野泰宏の任期は、2022年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
7. 2022年6月29日開催の定時株主総会の終結の時をもって、監査役河本茂之は退任しております。

## 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の菅原敬氏は、株式会社アイスタイルの取締役であります。株式会社アイスタイルに対して当社は当社の提供するサービス利用等の取引関係がありますが、取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、当社との間に特別な関係はありません。

社外取締役の富岡圭氏は、Sansan株式会社の取締役であります。Sansan株式会社に対して当社は当社の提供するサービス利用等の取引関係がありますが、取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、当社との間に特別な関係はありません。

社外取締役の橋本宗之氏は、Sansan株式会社の取締役であります。Sansan株式会社に対して当社は当社の提供するサービス利用等の取引関係がありますが、取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、当社との間に特別な関係はありません。

当社の社外監査役である山田啓之氏は、当社株式を8,000株保有しておりますが、当社と人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

これ以外に、社外取締役及び社外監査役と当社との間に特別な人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的立場からの経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役による取締役会の監督機能、社外監査役による独立した立場からの監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制となっております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

## 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、内部監査や監査役監査及び会計監査の結果、又は内部統制の状況について取締役会で報告を受ける体制となっております。社外監査役は、上記の報告を受けているほか、「(3) 監査の状況 監査役監査及の状況及び 内部監査の状況」に記載のとおり内部監査担当者、会計監査人と連携しております。

## (3)【監査の状況】

## 監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名(うち、社外監査役3名)により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。常勤監査役 小椋明子は、公認会計士として豊富な知識と経験を有しております。非常勤監査役 山田啓之は、税理士としての実務経験及び多くの事業会社の監査役又は取締役として豊富な知識と経験を有しております。非常勤監査役 鷲野泰宏は、弁護士としての実務経験及び事業会社の監査役として豊富な知識と経験を有しております。

各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催する監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っております。さらに、内部監査担当者及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

当事業年度において当社は監査役会を18回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小椋 明子	18回	18回
山田 啓之	18回	18回
河本 茂行	18回	18回
鷲野 泰宏	-	-

- (注) 1. 河本 茂行は、2022年6月29日開催の定時株主総会の終結の時を持って退任しております。  
2. 鷲野 泰宏は、2022年6月29日開催の定時株主総会で新たに選任され、就任しております。

監査役会における主な検討事項として、監査計画策定、監査報告書の作成、四半期及び年度決算監査、会計監査人の評価及び選解任等に関する議案内容の決定と監査報酬の同意、監査役の選任に関する議案への同意等があります。また、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、取締役・執行役員の職務執行状況を監査するとともに、コンプライアンスやリスク管理を含む内部統制システムの運用状況の監査を行っております。

また、常勤監査役の活動として、取締役・執行役員等から事業・業務の遂行状況等についての意見聴取、内部監査部門からの実施状況等についての情報収集、会計監査人との意見交換及び情報収集、その他必要に応じて関係部門からの情報収集を行い、常勤監査役から監査役会に報告しております。会社の現況に対する監査役会全員の共通認識を図り、監査役会の監査の充実を図っております。

## 内部監査の状況

当社の内部監査につきましては、経営管理部2名が内部監査担当者として、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役の承認を得た上で、自己の属する部門を除く全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役に報告する体制となっております。内部監査については、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、経営方針、法令、定款及び諸規程への準拠性を確かめ、会社財産の保全、業務運営の適正性の確保を図り、もって経営の合理化と効率向上に資することを基本方針として実施しております。また、内部監査担当者は監査役、会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行うなど、相互連携による効率性の向上に努めております。

なお、経営管理部に係る内部監査につきましては、自己監査にならぬよう代表取締役承認を得た他部門の者を内部監査に従事させる方針であります。

## 会計監査の状況

( ) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

( ) 継続監査期間

8年間

( ) 業務を執行した公認会計士

伊藤 栄司

金野 広義

( ) 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は公認会計士6名、その他17名となっております。

( ) 提出会社としての監査法人の選定方針と理由

当社は会計監査人を適切に評価するため、前事業年度の監査実施状況から、会計監査人の能力、組織及び体制（審査の体制を含む）、監査の遂行状況及びその品質管理、独立性等を総合的に勘案し判断を行っております。総合的に勘案し判断した結果、当社の会計監査人として相応と判断したことから、再任しております。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

( ) 提出会社の監査役等による監査法人等の評価

公益社団法人日本監査役協会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（平成29年10月13日改正）を参考に、Unipos株式会社会計監査人の評価基準を策定し、左記に則り評価を行いました。

監査役会は、事業年度を通じて会計監査人と定期的に、また、随時に連携・協議を行い、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、当事業年度の監査の実施状況を把握し、相当性の評価を行っております。その結果、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	28,000	-	30,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	28,000	-	30,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査公認会計士等からの見積提案をもとに監査計画、監査の日数等を勘案し、監査役の同意を得た上で、協議により決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査報酬は、当社の事業規模・事業特性・固有のリスク・監査体制・監査日数等を勘案したうえで決定されております。監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出過程等を確認し、妥当性を検証したうえで、会計監査人の報酬等の額に同意しております。



(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定し固定報酬を月例で支給しております。

取締役の報酬限度額は、2016年6月15日開催の第4回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第5回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長である田中弦であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを審議の上確認しています。よって、取締役会は、当該個人別の報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	63,201	63,201	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	0
社外取締役	11,950	11,950	-	-	4
社外監査役	13,300	13,300	-	-	3

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名(うち社外取締役2名)を含んでおります。  
2. 社外取締役の員数は、無報酬の社外取締役3名を除いております。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。当該総会終結時点における取締役の員数は6名(うち社外取締役4名)であります。

監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役会の協議により決定しております。当該総会終結時点における監査役の員数は3名であります。

(5) 【株式の保有状況】

( ) 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

( ) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
該当事項はありません。

( ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

- ( ) 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額  
該当事項はありません。
- ( ) 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額  
該当事項はありません。
- ( ) 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、定期的に監査法人の主催するセミナー等に参加しております。

また、連結財務諸表規則の規定に基づき適正な連結財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,329,234	2,165,632
売掛金	517,568	131,951
その他	206,806	185,994
貸倒引当金	314	368
流動資産合計	2,053,295	2,483,210
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,333,282	1,010
工具、器具及び備品(純額)	124,512	1,010
有形固定資産合計	357,795	0
無形固定資産		
ソフトウェア	423,196	-
ソフトウェア仮勘定	6,714	-
その他	5,924	-
無形固定資産合計	435,836	-
投資その他の資産		
敷金及び保証金	22,750	371,173
役員に対する長期貸付金	19,897	7,970
長期貸付金	-	11,847
投資その他の資産合計	42,647	390,990
固定資産合計	836,279	390,991
資産合計	2,889,574	2,874,201
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	295,480	22
短期借入金	2,800,000	-
1年内返済予定の長期借入金	274,988	164,608
未払金	71,726	158,221
未払法人税等	13,786	11,995
その他	63,745	47,444
流動負債合計	1,519,726	382,292
固定負債		
長期借入金	916,287	560,000
資産除去債務	96,971	-
繰延税金負債	26,296	-
固定負債合計	1,039,554	560,000
負債合計	2,559,280	942,292
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	807,725	2,871,175
資本剰余金	887,114	2,950,564
利益剰余金	1,390,518	3,900,777
自己株式	142	142
株主資本合計	304,178	1,920,819
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	14,704	11,869
その他の包括利益累計額合計	14,704	11,869
新株予約権	40,819	22,958
純資産合計	330,293	1,931,908
負債純資産合計	2,889,574	2,874,201

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	1,964,688	1,453,943
売上原価	382,509	523,352
売上総利益	1,582,179	930,590
販売費及び一般管理費	2,321,100,084	2,321,146,898
営業損失( )	517,904	1,216,308
営業外収益		
受取利息	7	101
雇用調整助成金	-	29,025
雑収入	2,281	730
営業外収益合計	2,289	29,857
営業外費用		
支払利息	11,480	9,706
その他	1,166	1,524
営業外費用合計	12,646	11,230
経常損失( )	528,261	1,197,682
特別利益		
固定資産売却益	4,522	-
資産除去債務戻入益	5,364	-
新株予約権戻入益	-	6,12,396
特別利益合計	4,165	12,396
特別損失		
固定資産除却損	7,25	7,0
減損損失	8,237,903	8,863,025
本社移転費用	-	9,484,753
特別損失合計	237,928	1,347,779
税金等調整前当期純損失( )	762,024	2,533,064
法人税、住民税及び事業税	24,106	3,490
法人税等調整額	65,890	26,296
法人税等合計	89,996	22,805
当期純損失( )	852,021	2,510,259
親会社株主に帰属する当期純損失( )	852,021	2,510,259

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純損失( )	852,021	2,510,259
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	8,377	2,835
その他の包括利益合計	1 8,377	1 2,835
包括利益	860,399	2,507,424
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	860,399	2,507,424
非支配株主に係る包括利益	-	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	516,687	596,887	534,926	29,997	548,651
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	3,570	-	3,570
会計方針の変更を反映し た当期首残高	516,687	596,887	538,497	29,997	545,080
当期変動額					
新株の発行	291,037	291,037	-	-	582,074
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）	-	-	852,021	-	852,021
自己株式の処分	-	810	-	29,855	29,045
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	291,037	290,226	852,021	29,855	240,901
当期末残高	807,725	887,114	1,390,518	142	304,178

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,326	6,326	26,251	568,576
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	3,570
会計方針の変更を反映し た当期首残高	6,326	6,326	26,251	565,006
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	582,074
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）	-	-	-	852,021
自己株式の処分	-	-	-	29,045
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8,377	8,377	14,567	6,189
当期変動額合計	8,377	8,377	14,567	234,712
当期末残高	14,704	14,704	40,819	330,293

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	807,725	887,114	1,390,518	142	304,178
当期変動額					
新株の発行	2,063,449	2,063,449	-	-	4,126,899
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）	-	-	2,510,259	-	2,510,259
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	2,063,449	2,063,449	2,510,259	-	1,616,640
当期末残高	2,871,175	2,950,564	3,900,777	142	1,920,819

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	14,704	14,704	40,819	330,293
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	4,126,899
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）	-	-	-	2,510,259
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,835	2,835	17,861	15,026
当期変動額合計	2,835	2,835	17,861	1,601,614
当期末残高	11,869	11,869	22,958	1,931,908



## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	762,024	2,533,064
減価償却費	252,828	99,101
減損損失	237,903	863,025
本社移転費用	-	484,753
資産除去債務戻入益	3,643	-
貸倒引当金の増減額( は減少)	10	54
受取利息及び受取配当金	7	101
支払利息	11,480	9,706
株式報酬費用	28,291	9,857
有形固定資産売却損益( は益)	522	-
新株予約権戻入益	-	12,396
売上債権の増減額( は増加)	524,901	391,734
仕入債務の増減額( は減少)	226,954	290,651
前払費用の増減額( は増加)	8,410	13,621
未払金の増減額( は減少)	121,381	82,347
未払費用の増減額( は減少)	1,690	2,115
未払又は未収消費税等の増減額	48,520	120,353
その他	10,974	35,221
小計	6,345	969,261
利息及び配当金の受取額	7	26
利息の支払額	11,480	9,706
本社移転費用の支払額	-	484,753
法人税等の支払額	147,768	9,696
法人税等の還付額	63,350	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	102,235	1,473,391
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	824	148,409
有形固定資産の売却による収入	522	-
無形固定資産の取得による支出	389,263	20,882
オフィス一部解約に伴う代預託金の立替金回収による収入	-	102,683
オフィス一部解約に伴う代預託金返還の立替による支出	102,683	-
資産除去債務の履行による支出	-	135,767
敷金及び保証金の差入による支出	4,063	79,322
敷金及び保証金の回収による収入	4,027	7,515
役員に対する貸付による支出	24,797	-
役員に対する貸付金の回収による収入	4,900	80
投資活動によるキャッシュ・フロー	512,182	274,103
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	-	800,000
長期借入れによる収入	1,172,512	-
長期借入金の返済による支出	907,464	466,667
株式の発行による収入	579,495	4,124,727
その他の収入	4,751	-
その他の支出	-	277,002
財務活動によるキャッシュ・フロー	849,295	2,581,058
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,377	2,835
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	226,499	836,398
現金及び現金同等物の期首残高	1,102,735	1,329,234
現金及び現金同等物の期末残高	1,329,234	2,165,632

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 Unipos GmbH

なお、2021年1月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるUnipos GmbHを清算することを決議しており、現在同社は清算手続き中であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Unipos GmbHの決算日は12月31日であります。連結財務諸表作成に当たっては同決算日現在の財務諸表を使用しており、1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 15年～23年
- ・工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 企業が履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

a. 広告事業

広告事業は主にインターネット広告の販売をする事業であり、顧客との役務提供契約に基づき、メディアへの広告配信・広告出稿を提供する義務があります。当該履行義務は、主にメディアに広告が配信・出稿された時点で充足されることから、当該配信・出稿時点において収益を認識しております。

なお、当社グループが提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。なお、これらの履行義務に対する対価は、重要な金融要素を含んでおりません。

b. Unipos事業

Unipos事業は主に相互評価・賞賛のためのサービスであるUniposを提供する事業であり、顧客とのサービスの提供契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があります。当該履行義務は顧客との

契約により定められたサービス提供期間にわたり充足することから、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。なお、これらの履行義務に対する対価は、重要な金融要素を含んでおりません。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、「収益認識に関する会計基準」(2018年3月30日)等については前連結会計年度の期首から適用しており、当会計基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44項-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)  
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

「未払金」の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「流動負債」の「その他」(前連結会計年度135,471千円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、「流動負債」の「未払金」(当連結会計年度158,221千円)として表示しております。

「支払手数料」の表示方法は、従来、連結損益計算書上、「営業外費用」の「支払手数料」(前連結会計年度870千円)として表示しておりましたが、重要性が低下したため、当連結会計年度より、「営業外費用」の「その他」(当連結会計年度1,524千円)に含めて表示しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
減価償却累計額	102,695千円	-千円

2 当社は、当連結会計年度末日において運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約を取引銀行2行と締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約の借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
当座貸越極度額の総額	1,300,000千円	1,300,000千円
借入実行残高	800,000 "	- "
差引額	500,000千円	1,300,000千円

3 保証債務

一部の賃貸物件の保証金について当社グループ、貸主及び金融機関との間で代預託契約を結んでおります。当該契約に基づき、金融機関は貸主に対して保証金相当額を預託しており、当社グループは貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	277,002千円	-千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給与手当	673,089千円	700,109千円
広告宣伝費	239,730 "	449,339 "
地代家賃	267,395 "	240,655 "
貸倒引当金繰入額	10 "	54 "

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
	36,511千円	734千円

4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
工具、器具及び備品	522千円	-千円

5 資産除去債務戻入益

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当連結会計年度の特別利益に計上している「資産除去債務戻入益」は、当社が外部から賃借しておりま  
す建物に対して、契約時に原状回復費用の発生に備えて計上しておりました資産除去債務を、オフィスを  
部分解約したことに伴い差額を戻し入れたことによるものであります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

6 新株予約権戻入益

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当連結会計年度の特別利益に計上している「新株予約権戻入益」は、ストック・オプションの権利失効  
による戻入益によるものであります。

7 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
工具、器具及び備品	25千円	0千円

8 減損損失

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は以下資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア

(2) 減損損失に至った経緯

当社が保有するUnipos事業に関連する固定資産（ソフトウェア）について、直近の商談状況や社会情  
勢等を踏まえ将来の回収可能性を検討した結果、減損処理を行い特別損失として計上いたしました。見  
積りに含まれる主要な仮定はUnipos事業の成長率です。

(3) 減損損失の金額

ソフトウェア 237,903千円

(4) 資産のグルーピングの方法

原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として  
グルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべ  
きであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しています。回収可能  
価額については使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値  
として算定しており、資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは取締役会に  
よって承認された事業計画を基礎として、将来の不確実性を考慮して見積もっております。結果、零と  
して評価しております。



当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は以下資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都港区及び渋谷区	共用資産	建物・建物附属設備・工具器具備品・一括償却資産
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア・のれん

(2) 減損損失に至った経緯

本社の移転決定に伴い、将来使用見込みのなくなった共用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として計上しております。また、広告事業の固定資産及び新本社を含む共用資産については、広告事業の停止による収益性の低下を踏まえ、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物	304,689千円
建物附属設備	142,235千円
工具器具備品	34,493千円
一括償却資産	5,885千円
ソフトウェア	370,038千円
のれん	5,682千円
合計	863,025千円

(4) 資産のグルーピングの方法

事業用資産は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っており、本社等の全社資産については共用資産としてグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しています。回収可能価額については使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは取締役会によって承認された事業計画に基づき、将来の不確実性を考慮して見積もっております。事業計画は、Unipos事業におけるアカウント数・利用料金・解約率・受注見込み・成長率等を基礎としています。事業計画を基礎とする割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、Unipos事業の成長率です。回収可能価額の算定の結果、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

9 本社移転費用

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

本社移転費用は、本社移転の決定に伴い解約違約金相当額を計上したことによるものであります。

## (連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	8,377千円	2,835千円
その他の包括利益合計	8,377千円	2,835千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	9,876,400	2,053,400	-	11,929,800
合計	9,876,400	2,053,400	-	11,929,800
自己株式				
普通株式(注)2.3.	37,176	3,500	37,000	3,676
合計	37,176	3,500	37,000	3,676

- (注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加2,053,400株は、ストック・オプションの権利行使による増加482,000株、新株予約権の権利行使による増加1,205,200株及び有償第三者割当による増加366,200株によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少37,000株は、従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数増加3,500株は、譲渡制限付株式報酬として付与した株式について、割当契約書に基づき、退職した時点をもって当社が無償で取得すると定めているため、取得したことによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内 訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	38,674
	行使価額修正条 項付の新株予約 権(行使許可条 項付) (注)1.2.	普通株式	-	2,220,400	1,205,200	1,015,200	2,172
合計			-	2,220,400	1,205,200	1,015,200	40,819

- (注)1. 当連結会計年度の増加は、本新株予約権の発行によるものであります。
2. 当連結会計年度の減少は、本新株予約権の権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.	11,929,800	1,037,600	-	12,967,400
A種優先株式（注）2.	-	3,800	-	3,800
合計	11,929,800	1,041,400	-	12,971,200
自己株式				
普通株式（注）3.	3,676	7,500	-	11,176
合計	3,676	7,500	-	11,176

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,037,600株は、ストック・オプションの権利行使による増加22,400株、新株予約権の権利行使による増加1,015,200株によるものであります。  
2. A種優先株式の発行済み株式総数の増加3,800株は、有償第三者割当によるものであります。  
3. 普通株式の自己株式の株式数増加7,500株は、譲渡制限付株式報酬として付与した株式について、割当契約書に基づき、退職した時点をもって当社が無償で取得すると定めているため、取得したことによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内 訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプ ションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	22,958
	行使価額修正条 項付の新株予約 権（行使許可条 項付） （注）1.	普通株式	1,015,200	-	1,015,200	-	-
合計			1,015,200	-	1,015,200	-	22,958

(注) 1. 当連結会計年度の減少は、本新株予約権の権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	1,329,234千円	2,165,632千円
現金及び現金同等物	1,329,234 "	2,165,632 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	733	630
1年超	1,932	1,331
合計	2,666	1,962

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金(銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金の全てが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に本社移転のための設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、顧客ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、金利スワップにより、借入金に係る支払金利の変動リスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が毎月資金繰計画を更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	22,750	22,750	-
(2) 役員に対する長期貸付金	19,897	19,650	247
資産計	42,647	42,400	247
(3) 短期借入金	800,000	800,000	-
(4) 長期借入金(1)	1,191,275	1,188,704	2,570
負債計	1,991,275	1,988,704	2,570

( ) 1. 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

2. 「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「買掛金」は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	371,173	360,515	10,657
(2) 役員に対する長期貸付金	7,970	7,898	71
(3) 長期貸付金	11,847	11,742	105
資産計	390,990	380,156	10,834
(4) 長期借入金(1)	724,608	720,547	4,060
負債計	724,608	720,547	4,060

( ) 1. 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

2. 「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,329,234	-	-	-
売掛金	517,568	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	22,750
役員に対する長期貸付金	-	19,897	-	-
合計	1,846,802	19,897	-	22,750

当連結会計年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,165,632	-	-	-
売掛金	131,951	-	-	-
敷金及び保証金	293,558	-	-	77,615
役員に対する長期貸付金	-	7,970	-	-
長期貸付金	-	11,847	-	-
合計	2,591,142	19,817	-	77,615

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	800,000	-	-	-	-	-
長期借入金	274,988	264,604	126,699	35,016	35,016	454,952
合計	1,074,988	264,604	126,699	35,016	35,016	454,952

当連結会計年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	164,608	35,016	35,016	35,016	91,032	363,920
合計	164,608	35,016	35,016	35,016	91,032	363,920

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される、当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	360,515	-	360,515
役員に対する長期貸付金	-	7,898	-	7,898
長期貸付金	-	11,742	-	11,742
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	-	720,547	-	720,547

注1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを残存期間及び国債の利回りを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

役員に対する長期貸付金 長期貸付金

これらの時価は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を日本円TIBOR等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
販売費および一般管理費の株式報酬費用	28,291	9,857

2. 権利失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
新株予約権戻入益	-	12,396

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 16名 (注)1	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 680,000株(注)3	普通株式 121,200株(注)3
付与日	2013年4月15日	2014年8月30日
権利確定条件	該当事項はありません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 2015年4月16日 至 2023年4月12日	自 2016年8月31日 至 2024年8月29日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 2名 当社従業員 39名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 114,000株	普通株式 4,000株
付与日	2016年9月3日	2016年10月20日
権利確定条件	該当事項はありません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 2018年9月4日 至 2026年9月2日	自 2018年10月21日 至 2026年9月2日

	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 82名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 100,000株
付与日	2018年11月22日
権利確定条件	該当事項はありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年11月23日 至 2028年11月22日

- (注) 1. 2013年7月1日付の当社を存続会社、旧Fringe81株式会社を消滅会社とする吸収合併により当社取締役、当社従業員となっております。
2. 株式数に換算して記載しております。
3. 2018年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第1回、第2回、第3回、及び第4回新株予約権の目的となる株式の数は、当該株式分割により調整されております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	118,800	8,800
権利確定	-	-
権利行使	20,400	2,000
失効	27,200	4,800
未行使残	71,200	2,000

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	83,200	2,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	43,200	-
未行使残	40,000	2,000

	第5回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	21,360
付与	-
失効	4,560
権利確定	16,800
未確定残	-

第5回新株予約権	
権利確定後	(株)
前連結会計年度末	49,840
権利確定	16,800
権利行使	-
失効	19,840
未行使残	46,800

(注) 2018年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第1回、第2回、第3回、及び第4回新株予約権の目的となる株式の数は、当該株式分割により調整されております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	50	143
行使時平均株価 (円)	346	356
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	504	504
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	950
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	490

(注) 2018年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第1回、第2回、第3回、及び第4回新株予約権の権利行使価格、当該株式分割により調整されております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第1回、第2回、第3回及び第4回新株予約権の公正な評価単価は、オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

当連結会計年度の本源的価値の合計 - 千円  
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計 84千円

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	96千円	112千円
資産除去債務	29,697 "	- "
繰越欠損金	495,670 "	1,120,693 "
繰越欠損金(地方税分)	4,846 "	4,846 "
ソフトウェア	49,760 "	427 "
減損損失(ソフトウェア)	134,719 "	171,535 "
未払事業税	2,497 "	5,527 "
有形固定資産減損	- "	121,829 "
前払費用	- "	84,831 "
その他	- "	22,184 "
繰延税金資産小計	717,288 "	1,531,989 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	500,517 "	1,125,540 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	216,771 "	406,449 "
評価性引当額小計(注1)	717,288 "	1,531,989 "
繰延税金資産合計	- "	- "
繰延税金負債		
資産除去債務	26,296 "	- "
繰延税金負債合計	26,296 "	- "
繰延税金資産の純額	26,296 "	- "

(注) 1. 評価性引当額が814,701千円増加しております。この増加の主な内容は、Unipos株式会社において税務上の繰越欠損金が増加することに伴い、評価性引当額620,320千円を追加的に認識したことによるものであります。

## 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	53,458	-	-	-	-	447,058	500,517
評価性引当額	53,458	-	-	-	-	447,058	500,517
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	58,161	-	-	-	-	1,067,378	1,125,540
評価性引当額	58,161	-	-	-	-	1,067,378	1,125,540
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度（2021年3月31日）

税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

当連結会計年度（2022年3月31日）

税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の概要

当社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社オフィスの使用見込期間を取得から21年と見積り、割引率は0.049%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	132,157千円	96,971千円
資産除去債務の履行による減少額	-	97,543千円
資産除去債務の戻入による減少額	35,912千円	-
時の経過による調整額	726千円	571千円
期末残高	96,971千円	-

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

サービスの名称	売上高
広告事業	876,015
Unipos事業	577,927
外部顧客への売上高	1,453,943

(注) 1. 広告事業には、広告代理サービス、メディアグロスサービス、ソリューションサービス、ウェブサービス(Unipos除く)が含まれております。

2. Unipos事業には、初期費用等の一時的売上と利用料金等継続課金による収益であるストック売上が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項(3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約残高

(単位:千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	517,568	131,951
契約負債	23,415	33,894

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「売掛金」に含まれており、契約負債は「その他」に含まれております。また、期首時点の契約負債23,415千円は当連結会計年度の収益として計上されております。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、インターネット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、インターネット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略して  
おります。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える  
ため、記載を省略してしております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
エン・ジャパン株式会社	273,826	インターネット関連事業
株式会社D2C	850,862	インターネット関連事業

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、インターネット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略して  
おります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略して  
おります。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える  
ため、記載を省略してしております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
エン・ジャパン株式会社	107,361	インターネット関連事業
株式会社D2C	561,840	インターネット関連事業

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、インターネット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	川崎隆史	-	-	当社取締役	所有 直接 0.6%	資金の貸付（注）1.	資金の貸付（注）1.	11,897	役員に対する長期貸付金	11,897
役員	松島稔	-	-	当社取締役	所有 直接 1.9%	資金の貸付（注）1.	資金の貸付（注）1.	8,000	役員に対する長期貸付金	8,000

（注）1．取引条件および取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利等を勘案し、利息を合理的に決定しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引について重要なものはありません。

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額( )	24.27円	145.96円
1株当たり当期純損失( )	81.62円	195.79円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	-円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	330,293	1,931,908
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	40,819	3,822,958
(うち新株予約権(千円))	(40,819)	(22,958)
(うちA種優先株式に係る純資産額(千円))	-	(3,800,000)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	289,474	1,891,049
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	11,926,124	12,956,224

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純損失( )		
親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	852,021	2,510,259
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	852,021	2,510,259
普通株式の期中平均株式数(株)	10,438,719	12,821,280

(重要な後発事象)

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分(減資)の件

資本金の額の減少について2022年5月26日開催の取締役会において、2022年6月29日開催の第10回定時株主総会に、「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」を付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

資本金の額の減少の要領

a. 減少する資本金の額

2022年5月26日現在の資本金の額2,871,175,108円を2,821,175,108円減少し、50,000,000円といたします。

b. 資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額的全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

資本準備金の額の減少の要領

a. 減少する資本準備金の額

2022年5月26日現在の資本準備金の額2,866,175,108円を2,821,175,108円減少し、45,000,000円といたします。

b. 資本準備金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額的全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金より振り替えてたその他資本剰余金の金額の一部3,914,409,196円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損の填補に充当いたします。

資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程

a. 取締役会決議日 2022年5月26日

b. 定時株主総会決議 2022年6月29日

c. 減資の効力発生日 2022年9月30日(予定)

(2) ストックオプション(新株予約権)発行

当社は、2022年4月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の従業員に対し、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の中長期的な業績向上に対する意識や意欲を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的として、当社従業員に対して、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、当社が過去において発行した以下のストックオプション(新株予約権)について、昨今、当社株価が権利行使価格を大きく下回っており、インセンティブとしての価値が減じてしまっていることから、各割当て対象者から2022年4月21日時点で未行使のストックオプション(新株予約権)を放棄する旨の申し出がなされている場合に限り、今回において同株式数分のストックオプション(新株予約権)を発行し、各割当て対象者に新規に割当てることといたしました。今回のスキームにより過去のストックオプション(新株予約権)のインセンティブとしての価値を再定義し、将来の成長を分かち合うべく一同邁進することによって、一層の株主価値の増大を図っていく所存であります。

・第3回新株予約権

2016年9月2日当社臨時株主総会決議並びにB種及びC種種類株主総会決議

行使価額 504円

権利放棄の対象となる新株予約権の数 5,500個(普通株式22,000株)

・第4回新株予約権

2016年9月2日当社臨時株主総会決議並びにB種及びC種種類株主総会決議

行使価額 504円

権利放棄の対象となる新株予約権の数 500個(普通株式2,000株)

・第5回新株予約権

2018年6月27日当社定時株主総会決議

行使価額 950円

権利放棄の対象となる新株予約権の数 106個(普通株式42,400株)

以下「新株予約権の発行要領」に記載の割当て対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数及びその目的株式数につきましては、上記の第3回、第4回及び第5回新株予約権が全て放棄され、今回、同株式数分のストックオプション（新株予約権）を発行することを前提としたものであります。

・新株予約権の発行要領

a 新株予約権の割当て対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社従業員 122名 2,386個

b 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

会社普通株式238,600株とする。

なお、会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権の目的たる株式数の調整を行う。

c 新株予約権の数

2,386個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項b.に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

d 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

なお、適正な公正価値によるストックオプションであること、ならびに職務執行の対価として新株予約権を付与するものであり、会社が付与対象者から役務提供という便益を受けていることから、無償で発行することとすることが、有利発行には該当しない。

e 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における会社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、会社が会社普通株式につき、時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式の発行又は自己株式の処分のための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は自己株式の処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは会社の発行済普通株式総数から会社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、会社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

f 新株予約権を行使することができる期間

2024年5月7日から2032年5月6日までとする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

g 新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、会社若しくは会社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。

ただし、会社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

ロ. 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

ハ. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。

ただし、会社が特に行使を認めた場合は、この限りでない。

h 会社が本新株予約権を取得することができる事由

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

イ. 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却するべきことについて書面で同意した場合（株式交付による場合を除く。）には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ハ. 会社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは会社の定款上必要な会社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ニ. 会社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を会社が承認した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ホ. 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

・ 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役。

・ 会社又は子会社の使用人。

・ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者。

ヘ. 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

・ 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

・ 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

- ・ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。
  - ・ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
  - ・ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
  - ・ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
  - ・ 権利者につき解散の決議が行われた場合。
  - ・ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
  - ・ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反したと会社が判断した場合。
- ト. 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ・ 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
  - ・ 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合。

#### チ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、会社取締役会の承認を必要とする。

#### ジ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### ク 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### コ 新株予約権の割当日

2022年5月6日

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	800,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	274,988	164,608	0.78	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	916,287	560,000	0.60	2023年4月1日~ 2031年3月31日
合計	1,991,275	724,608	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	35,016	35,016	35,016	91,032

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	454,457	869,204	1,190,238	1,453,943
税金等調整前四半期(当期) 純損失( )(千円)	189,314	1,587,594	1,943,604	2,533,064
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失( )(千 円)	189,889	1,588,743	1,919,030	2,510,259
1株当たり四半期(当期)純 損失( )(円)	15.30	125.23	150.19	195.79

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 ( )(円)	15.30	110.26	25.84	46.83



## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,322,038	2,163,855
売掛金	517,568	131,951
前払費用	80,015	53,301
未収消費税等	-	96,159
その他	1,130,651	36,535
貸倒引当金	314	368
流動資産合計	2,049,959	2,481,435
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	333,282	0
工具、器具及び備品(純額)	23,674	0
有形固定資産合計	356,957	0
無形固定資産		
のれん	5,924	-
ソフトウェア	423,196	-
ソフトウェア仮勘定	6,714	-
無形固定資産合計	435,836	-
投資その他の資産		
関係会社株式	0	-
長期貸付金	1,189,228	11,847
役員に対する長期貸付金	19,897	7,970
敷金及び保証金	21,417	371,173
貸倒引当金	182,852	-
投資その他の資産合計	47,691	390,990
固定資産合計	840,485	390,991
資産合計	2,890,444	2,872,426

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	295,491	22
短期借入金	2 800,000	-
1年内返済予定の長期借入金	274,988	164,608
未払金	1 69,269	158,221
未払法人税等	13,786	11,995
前受金	17,468	23,776
預り金	10,469	11,667
その他	32,541	11,987
流動負債合計	1,514,014	382,279
固定負債		
長期借入金	916,287	560,000
資産除去債務	96,971	-
繰延税金負債	26,296	-
固定負債合計	1,039,554	560,000
負債合計	2,553,568	942,279
純資産の部		
株主資本		
資本金	807,725	2,871,175
資本剰余金		
資本準備金	802,725	2,866,175
その他資本剰余金	84,389	84,389
資本剰余金合計	887,114	2,950,564
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,398,641	3,914,409
利益剰余金合計	1,398,641	3,914,409
自己株式	142	142
株主資本合計	296,056	1,907,188
新株予約権	40,819	22,958
純資産合計	336,876	1,930,146
負債純資産合計	2,890,444	2,872,426

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	1,439,197	1,453,751
売上原価	288,064	523,352
売上総利益	1,151,132	930,398
販売費及び一般管理費	1,812,28,682	82,136,176
営業利益又は営業損失( )	77,549	1,205,778
営業外収益		
受取利息	13,930	15,659
債務保証損失引当金戻入額	1181,963	-
雇用調整助成金	-	29,025
その他	1,571	258
営業外収益合計	87,466	34,943
営業外費用		
支払利息	11,587	9,706
関係会社貸倒引当金繰入額	1361,203	1321,563
関係会社債権放棄損失	12581,452	-
その他	743	1,085
営業外費用合計	654,986	32,356
経常利益又は経常損失( )	645,070	1,203,191
特別利益		
固定資産売却益	9522	-
資産除去債務戻入益	23,643	-
抱合せ株式消滅差益	3207,612	-
新株予約権戻入益	-	412,396
特別利益合計	211,778	12,396
特別損失		
固定資産除却損	1025	100
減損損失	7109,504	7863,025
抱合せ株式消滅差損	56,955	-
本社移転費用	-	6484,753
特別損失合計	116,484	1,347,779
税引前当期純損失( )	549,776	2,538,573
法人税、住民税及び事業税	36,186	3,490
法人税等調整額	65,890	26,296
法人税等合計	102,077	22,805
当期純損失( )	651,853	2,515,768

## (売上原価明細書)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
媒体費		-	-	-	-
労務費		425,804	59.6	318,879	58.5
経費	1	287,802	40.3	226,091	41.4
当期総発生費用		713,840	100.0	544,970	100.0
他勘定振替高	2	425,775		21,617	
当期売上原価		288,064		523,352	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	109,578	73,638
減価償却費	106,545	85,218
サーバー使用料	35,974	42,722

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	386,770	20,882
研究開発費	39,005	734
計	425,775	21,617

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	516,687	511,687	85,200	596,887	746,787	746,787	29,997	336,790	26,251	363,042
当期変動額										
新株の発行	291,037	291,037	-	291,037	-	-	-	582,074	-	582,074
当期純損失（ ）	-	-	-	-	651,853	651,853	-	651,853	-	651,853
自己株式の処分	-	-	810	810	-	-	29,855	29,045	-	29,045
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	14,567	14,567
当期変動額合計	291,037	291,037	810	290,226	651,853	651,853	29,855	40,734	14,567	26,166
当期末残高	807,725	802,725	84,389	887,114	1,398,641	1,398,641	142	296,056	40,819	336,876

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	807,725	802,725	84,389	887,114	1,398,641	1,398,641	142	296,056	40,819	336,876
当期変動額										
新株の発行	2,063,449	2,063,449	-	2,063,449	-	-	-	4,126,899	-	4,126,899
当期純損失（ ）	-	-	-	-	2,515,768	2,515,768	-	2,515,768	-	2,515,768
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	17,861	17,861
当期変動額合計	2,063,449	2,063,449	-	2,063,449	2,515,768	2,515,768	-	1,611,131	17,861	1,593,270
当期末残高	2,871,175	2,866,175	84,389	2,950,564	3,914,409	3,914,409	142	1,907,188	22,958	1,930,146

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～23年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、関係会社への債権の貸倒による損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額についても貸倒引当金として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 企業が履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

a. 広告事業

広告事業は主にインターネット広告の販売をする事業であり、顧客との役務提供契約に基づき、メディアへの広告配信・広告出稿を提供する義務があります。当該履行義務は、主にメディアに広告が配信・出稿された時点で充足されることから、当該配信・出稿時点において収益を認識しております。

なお、当社グループが提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。なお、これらの履行義務に対する対価は、重要な金融要素を含んでおりません。

b. Unipos事業

Unipos事業は主に相互評価・賞賛のためのサービスであるUniposを提供する事業であり、顧客とのサービスの提供契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があります。当該履行義務は顧客との契約により定められたサービス提供期間にわたり充足することから、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。なお、これらの履行義務に対する対価は、重要な金融要素を含んでおりません。

5. のれんの償却方法及び償却年数

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)  
該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、「収益認識に関する会計基準」(2018年3月30日)等については前事業年度の期首から適用しており、当会計基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44項-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

未収入金の表示方法は、従来、貸借対照表上、「流動資産」の未収入金(前事業年度118,399千円)に含めて表示しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、「流動資産」のその他(当事業年度36,535千円)として表示しております。

支払手数料の表示方法は、従来、損益計算書表上、「営業外費用」の「支払手数料」(前事業年度742千円)として表示しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、「営業外費用」の「その他」(当事業年度1,085千円)に含めて表示しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。



(追加情報)

該当事項はありません。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	9,629千円	- 千円
長期金銭債権	189,228 "	- "
短期金銭債務	1,578 "	- "

2 当社は、当事業年度末日において運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約を取引銀行2行と締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に関わる借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
当座貸越極度額の総額 及び貸出コミットメントの総額	1,300,000千円	1,300,000千円
借入実行残高	800,000 "	- "
差引額	500,000千円	1,300,000千円

## 3 保証債務

敷金代預託契約に基づく貸借人の金融機関に対する債務の保証

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
	277,002千円	- 千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
販売費及び一般管理費	457,302千円	- 千円
営業取引以外の取引高	6,950 "	5,547 "

2. 資産除去債務戻入益

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社が外部から賃借しております建物に対して、契約時に原状回復費用の発生に備えて計上しておりました資産除去債務を、オフィスを部分解約したことに伴い差額を戻し入れたことによるものであります。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

3. 抱合せ株式消滅差益

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社の連結子会社であったFringe coo株式会社を吸収合併したことに伴い抱合せ株式消滅差益207,612千円を特別利益として計上しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

4. 新株予約権戻入益

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

新株予約権戻入益は、ストック・オプションの権利失効による戻入益によるものであります。

5. 抱合せ株式消滅差損

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社の連結子会社であったFringe West株式会社を吸収合併したことに伴い抱合せ株式消滅差損6,955千円を特別損失として計上しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

6. 本社移転費用

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

本社移転費用は、本社移転の決定に伴い解約違約金相当額を計上したことによるものであります。

7. 減損損失

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は以下資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア

(2) 減損損失に至った経緯

当社が保有するUnipos事業に関連する固定資産（ソフトウェア）について、直近の商談状況や社会情勢等を踏まえ将来の回収可能性を検討した結果、減損処理を行い特別損失として計上いたしました。見積りに含まれる主要な仮定はUnipos事業の成長率です。

(3) 減損損失の金額

ソフトウェア 109,504千円

(4) 資産のグルーピングの方法

原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しています。回収可能価額については使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは取締役会によって承認された事業計画を基礎として、将来の不確実性を考慮して見積もっております。結果、零として評価しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は以下資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都港区及び渋谷区	共用資産	建物・建物附属設備・工具器具備品・一括償却資産
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア・のれん

(2) 減損損失に至った経緯

本社の移転決定に伴い、将来使用見込みのなくなった共用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として計上しております。また、広告事業の固定資産及び新本社を含む共用資産については、広告事業の停止による収益性の低下を踏まえ、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物	304,689千円
建物附属設備	142,235千円
工具器具備品	34,493千円
一括償却資産	5,885千円
ソフトウェア	370,038千円
のれん	5,682千円
合計	863,025千円

(4) 資産のグルーピングの方法

事業用資産は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っており、本社等の全社資産については共用資産としてグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しています。回収可能価額については使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは取締役会によって承認された事業計画に基づき、将来の不確実性を考慮して見積もっております。事業計画は、Unipos事業におけるアカウント数・利用料金・解約率・受注見込み・成長率等を基礎としています。事業計画を基礎とする割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、Unipos事業の成長率です。回収可能価額の算定の結果、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

8. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度33%、当事業年度59.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度67%、当事業年度40.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給与手当	362,396千円	697,063千円
役員報酬	129,909 "	88,451 "
採用費	32,678 "	34,516 "
地代家賃	148,215 "	240,655 "
雑給	80,922 "	80,456 "
研究開発費	20,276 "	734 "
広告宣伝費	50,973 "	449,339 "
減価償却費	57,629 "	13,652 "
貸倒引当金繰入額	26 "	54 "

9 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
工具、器具及び備品	522千円	- 千円

10 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
工具、器具及び備品	25千円	0千円

11. 債務保証損失引当金戻入額

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社の連結子会社であったUnipos株式会社を吸収合併したことにより債務保証損失引当金81,963千円を戻し入れたことによるものであります。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

12. 関係会社債権放棄損失

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社の連結子会社であったUnipos株式会社に対する関係会社債権放棄損失581,452千円を計上したことによるものであります。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

13. 関係会社貸倒引当金繰入額

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社の連結子会社であるUnipos GmbHへの関係会社長期貸付金に対し、合計182,852千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計61,203千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社の連結子会社であるUnipos GmbHに対し、当事業年度において合計21,563千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	56,094千円	112千円
ソフトウェア	49,760 "	427 "
ソフトウェア減損損失	134,719 "	171,535 "
資産除去債務	29,697 "	- "
未払事業税	2,497 "	5,527 "
未払事業所税	- "	1,270 "
子会社出資金評価損	966 "	966 "
有形固定資産減損損失	- "	121,829 "
繰越欠損金	442,212 "	1,062,532 "
繰越欠損金(地方税)	4,846 "	4,846 "
前払費用	- "	84,831 "
その他	- "	20,914 "
繰延税金資産小計	720,794 "	1,474,794 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	447,058 "	1,067,378 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	273,735 "	407,415 "
評価性引当額小計(注1)	720,794 "	1,474,794 "
繰延税金資産合計	- "	- "
繰延税金負債		
建物(資産除去債務)	26,296 "	- "
繰延税金負債合計	26,296 "	- "
繰延税金負債の純額	26,296 "	- "

(注) 1. 評価性引当額が754,000千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金が増加することに伴い、評価性引当金620,320千円を追加的に認識したことによるものであります。

## 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	447,058	447,058
評価性引当額	-	-	-	-	-	447,058	447,058
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(1)	-	-	-	-	-	1,067,378	1,067,378
評価性引当額	-	-	-	-	-	1,067,378	1,067,378
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因  
となった主な項目別の内訳

前事業年度（2021年3月31日）

税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

当事業年度（2022年3月31日）

税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(収益認識関係)

連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分(減資)の件

資本金の額の減少について2022年5月26日開催の取締役会において、2022年6月29日開催の第10回定時株主総会に、「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」を付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

なお、詳細につきましては、「連結財務諸表 重要な後発事象(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分(減資)の件」に記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)発行

2022年4月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結財務諸表 重要な後発事象(2) ストックオプション(新株予約権)発行」に記載しております。



## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額または償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産							
建物	377,716	125,317	503,033 (446,925)	0	-	11,633	0
工具、器具及び備品	81,937	22,902	104,839 (40,379)	0	-	6,239	0
計	459,653	148,219	607,872 (487,304)	0	-	17,872	0
無形固定資産							
のれん	9,672	-	9,672 (5,682)	-	-	241	-
ソフトウェア	1,199,177	27,597	1,226,715 (370,038)	-	-	80,756	-
ソフトウェア仮勘定	6,714	20,882	27,597	-	-	-	-
商標権	593	-	-	593	593	-	-
計	1,216,097	48,480	1,263,984 (375,721)	593	593	80,997	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増減額のうち、主要なものは以下のとおりであります。

建物

オフィス移転に伴う増加

125,317千円

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	314	368	314	368
貸倒引当金(固定)	182,852	418,584	601,436	-

(注) 1. 貸倒引当金(流動)の「当期減少額」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額および債権回収により取崩額であります。

2. 貸倒引当金(固定)の「当期減少額」欄の金額は、洗替額及び債権放棄によるものであります。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL <a href="https://www.unipos.co.jp">https://www.unipos.co.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度(第9期)(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)2021年6月30日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
2021年6月30日関東財務局長に提出
- (3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書  
事業年度(第8期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2021年4月16日関東財務局長に提出
- (4) 四半期報告書及びその確認書  
(第10期第1四半期)(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)2021年8月13日関東財務局長に提出  
(第10期第2四半期)(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)2021年11月9日関東財務局長に提出  
(第10期第3四半期)(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)2022年2月10日関東財務局長に提出
- (5) 臨時報告書  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書  
2021年7月1日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書  
2021年5月19日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書  
2021年5月24日関東財務局長に提出  
2021年11月12日関東財務局長に提出  
2022年2月15日関東財務局長に提出  
2022年5月17日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書  
2022年6月1日関東財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書(第三者割当による種類株式の発行)及びその添付書類  
2021年5月19日関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書  
2021年5月25日関東財務局長に提出  
2021年5月19日に提出の有価証券届出書(第三者割当による種類株式の発行)に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月30日

Unipos株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄司  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金野 広義  
業務執行社員

<財務諸表監査>  
監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているUnipos株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Unipos株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

(重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は2022年5月26日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分(減資)を2022年6月29日開催の第10回定時株主総会に付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

広告事業の固定資産及び共用資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「(連結損益計算書関係) 8 減損損失」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、広告事業の停止による収益性の低下を踏まえ、事業計画を見積り将来の回収可能性を検討した結果、広告事業の固定資産及び共用資産である本社等の固定資産について、減損損失863百万円を計上している。</p> <p>減損の兆候がある資産又は資産グループについて、減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上している。</p> <p>広告事業の固定資産及び共用資産である本社等の固定資産を含むより大きな単位の減損損失の金額を検討するに当たり、資産グループにおける回収可能価額を使用価値により測定している。</p> <p>使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは取締役会によって承認された事業計画に基づき、将来の不確実性を考慮して見積もっている。</p> <p>事業計画は、Unipos事業におけるアカウント数・利用料金・解約率・受注見込み・成長率等を基礎としている。</p> <p>事業計画を基礎とする割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、Unipos事業の成長率である。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の主要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失について、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された計画との整合性を検討した。</li> <li>・将来キャッシュ・フローの予測期間について、主要な資産又は共用資産の経済的残存使用年数と比較した。</li> <li>・前期計画に対する実績の計画未達要因を分析し、当該要因が将来キャッシュ・フローの見積りにあたって、適切に考慮されているか検討した。</li> <li>・事業計画の見積りに含まれる主要な仮定であるUnipos事業の成長率について、経営者と議論するとともに、市場予測及び利用可能な外部データとの比較、顧客から入手した受注残高及び受注見込みアカウント数との比較、並びに過去実績からの趨勢分析を実施した。</li> <li>・経営者が評価し反映した将来キャッシュ・フローの見積りに関する将来の不確実性について、経営者と協議し見積りに反映されているか検討した。</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、Unipos株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、Unipos株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

2022年6月30日

Unipos株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 栄司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金野 広義

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているUnipos株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Unipos株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

(重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は2022年5月26日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分(減資)を2022年6月29日開催の第10回定時株主総会に付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 広告事業の固定資産及び共用資産の減損

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（広告事業の固定資産及び共用資産の減損）と同一内容であるため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。